

古代荘園図からみた氏寺の構造と景観

The Landscape of the Clan-temple Compound in the Ancient Shoen Map

服部伊久男

はじめに

①分析の視角

②額田寺の構造と景観

③寺院景観の考古学的検討

おわりに

【論文要旨】

古代荘園図と総称される史料群の一例である「額田寺伽藍並条里図」の分析を通じて、8世紀後半の額田寺の構造と寺辺の景観を明らかにすると同時に、寺院景観論の深化を図ることを目的とする。官寺や国分寺については多くの先行研究があるが、史料の少ない氏寺などの私寺の構造と景観については、古代寺院の大部分を占めるものの十分な研究がなされてこなかった。氏寺の寺院景観の一端を明らかにし、多様な寺院研究の方法を提起するために額田寺図を検討する。近年の古代荘園図研究の動向を受けて、考古学的に検討する場合の分析視角を提示し、寺院空間論などの領域論的、空間論的視点を軸として、寺院組織や寺院経済をめぐる文献史上の論点を援用しつつ、額田寺の構造と景観に言及する。額田寺伽藍並条里図は多様な情報を有する史料体であり、寺領図という性格に拘泥せず様々な課題設定が可能である。本稿では、社会経済史的視点を援用し、本図を一枚の経済地図として読むことも試みる。額田寺をめぐる寺院景観の中では、とりわけ、院地、寺領、墓(古墳)、条里をめぐる諸問題について検討する。さらに、近年の考古学的成果を受けて、古代寺院の周辺で検出されている掘立柱建物群について、畿内外の諸例(池田寺遺跡、海会寺遺跡、市道遺跡など)を中心に検討を行う。小規模な氏寺をめぐる景観をこれほどまでに豊富に描き出している史料はなく、その分析結果が今後の古代寺院研究に与える影響は大きい。考古学的に検討するには方法論的にも、また、現地の調査の進捗状況からも限られたものとなるが、考古資料の解釈や理解に演繹的に活用するべきである。とりわけ、これまであまり重要視されてこなかった院地の分析に有効に作用することが確認された。また、近年の末端官衙論とも関係することが明らかとなった。今後、寺領をめぐる課題についても考古学から取り組む必要も強調したい。

はじめに

東京大学史料編纂所から公刊に及んだ『日本荘園絵図聚影』が新たな古代荘園図研究の基盤を整えつつあるが、すでに優れたモノグラフ〔金田 1993 a, 石上 1997〕が提出され多方面からの研究の活性化が促されている。こうした状況の中で、考古学の分野からの検討は多くない。従来の研究が主として歴史地理学や文献史学において主導されてきたことにも要因があるが、なによりも荘園図自体が考古資料ではなく、考古学的な現象を証明する上での傍証資料として副次的な利用の枠内に留められていたのが最大の要因でもあろう。荘園図を基盤に据え、図との関連の中で、考古学の成果を一貫して検討することが、当面の古代荘園図の考古学的方法と考えられる。しかし、荘園図の分析を基盤に置くとしても、そこで扱うのは図像、絵画的表現などの非文字情報とせざるをえない。「国家的土地管理システムに由来する文字による土地標記」を古代荘園図の本源的な属性として規定するならば〔金田 1995 c〕、多様な土地利用に関する文字情報の分析こそが古代荘園図の本質解明に近づく必要不可欠な方法であり、非文字情報を主体的に検討する本稿の姿勢では、幾許もその解明に資することはできないかもしれない。

さて現在、古代荘園図⁽¹⁾は、従来の法制史研究により導き出された土地制度史研究の枠組みを越えて、古代の土地利用の多様性を表わす実態史料として改めて注目を集めている。固定的な制度史的視点、土地所有の発展史観、景観変遷論を止揚し、新たな方法論的な模索が続けられている。絵画史料論、図像学、人文主義地理学などの分野からも新たな取り組みが用意されつつある。

額田寺伽藍並条里図は考古学に関する大系本や概説書では重要な資料として扱われ〔鈴木 1961, 浅野 1967〕、条里制と寺院占地の関係や伽藍配置の形態などについて引用されてきたが、詳細に検討されることはなかった。一方、建築史の分野では、田中重久、福山敏男が取り上げ、特に福山は図の記載文字、図像を具体的に検討し、条里地割との関連などについて具体的に言及した〔田中 1944, 福山 1948〕。このように、その重要性は十分認識されていたにもかかわらず考古学の分野では活用されることがなかった。それは、良好な写真図版や正確な釈文が提供されていなかったことにも原因があるが、それ以上に考古学における寺院研究の趨勢が伽藍配置の類型化と瓦の型式分類にあり、発掘調査の進捗がみられず考古学的な成果が上げられていなかった額田寺自体に対する関心が低かったこと、また、寺院の諸院や田畠などの生産関連の遺跡に対して十分な研究視角や調査方法が確立されていなかったこと、今日のような学際的な研究の体制が整っていなかったことも原因となっていたが、何よりも副次的な資料として位置づけられていたことが最大の要因であった。

しかし、現在では、寺院の周辺地から多くの掘立柱建物や竪穴住居が検出されるようになり、寺院と集落という視点から大部の資料集成がなされ〔関東古瓦研究会編 1997, 財団法人大阪文化財調査研究センター編 1997, 泉南市教育委員会ほか編 1997〕、寺院の付属施設についても関心が高まり、これまで以上に寺院をめぐる景観を総合的に解明しようとする気運が高まっている。

こうした状況の中、本図を詳細に検討することによって古代の氏寺の一事例である額田寺をめぐる景観を明らかにすると同時に、他の考古学的資料の解釈、理解に演繹的に活用できる見通しが出てきた。本図を通して古代寺院の景観を探ることが本稿の目的である。

一方、古代荘園図の比定地において早くから発掘調査が実施されていた。水沼庄、糞置庄、道守庄、大藪庄、垂水庄、猪名庄などにおける調査である。⁽²⁾初期の問題意識に基づく調査であるが、調査面積も限定され、かつ、調査地点も計画的に設定されたものでなかったため、成果はあまり得られていなかった。現在、計画的な調査は讃岐国弘福寺領山田郡田図比定地などにおいて実施されているが[藤井雄三ほか 1992]、図に描かれた地物、事象そのものは検出されておらず、むしろ、図に記載、描画された多様な土地利用の状況を傍証する地形環境面での成果を得ている段階であろう。しかし、山田郡田図比定地における調査のように図との関連で一貫して組織的、継続的、目的的行われた事例はなく、今後の考古学からの取り組み方の範をなしている。他方、猪名庄遺跡では摂津職河辺郡猪名所図に描かれた倉庫群と類似したのも検出されており、今後の考古学的調査に対する期待が膨らんでいる。⁽³⁾

荘園遺跡の調査例の多い北陸地方では、出越茂和氏、宇野隆夫氏、吉岡康暢氏などによって各荘園遺跡の比較研究が行われ、類型化を通じてその構造と特性、歴史的 성격が明らかにされてきている[出越 1993, 宇野 1996 a・b, 吉岡 1983・1996]。こうした研究はいわば“荘園の考古学”的研究であり、荘園図そのものの分析を基盤に置くものではないが、その成果は荘園図の考古学的研究にフィードバックできる点も多く含んでいる。また、大山真充氏による山田郡田図の一連の研究は、図の分析を基点に据えた考古学的な検討といえるであろう[大山 1993・1995]。荘園図の考古学的な検討とは、あくまで図そのものの自体の分析を前提としなければならないのであり、その点では、図の積文、料布(紙)構成、彩色などの図の持つ情報を客観的に提示する文献史学、とりわけ史料分析の成果の上に展開されねばならないのである。

さて、古代荘園図と汎称される一連の史料群の中でやや異質な性格をもつ二枚の図、額田寺伽藍並条里図と東大寺山堺四至図について、かつて少しばかりの比較検討を行ったことがある[服部 1994 a]。額田寺図は班田図を基図とする寺領図という性格をもち、山堺図は班田図やいわゆる国司図などを基図としない別系統の図であり寺領結堺図という性格をもつ。両図ともに古代寺院をめぐる景観を具体的に描いているが、両図には共通する点、相違する点があり、描かれた図像や墨書の比較検討によって、寺院の可視的景観の相違点だけではなく、内在する不可視的な側面、つまり官寺と氏寺の性格の違いを明らかにしようと試みた。

いま一幀、古代荘園図の中に古代寺院の景観を描くものがある。大和国添下郡京北班田図である。図自体には図像が少なく地形などの線描写が卓越するが、豊富な標記文字から秋篠寺をめぐる景観をうかがうことができる。京北条里、平城京北辺坊、西大寺と秋篠寺の相論などの研究に利用されてきたが、古代の寺領図として利用できる可能性も十分に備わっている[石上 1997]。尤も、北陸の東大寺領荘園図なども遠隔地所領という寺院に関わる景観を描き出しているのであり、その点では古代荘園図という史料群は寺領図という性格をその基底に併せ持っているのである。

さて、寺院をめぐる諸景観について、南都諸寺については豊富な史料を基に、寺院史、宗教史(仏教史)、建築史などの分野で多大な研究成果を得ているが、小規模な氏寺をめぐる景観については、氏寺に関わる史料の希少さもあって十分には解明されていない状況である。現在7～8世紀の古代寺院は約730ヶ所が全国で知られ、内約半数が畿内に存在する。官寺、国分兩寺を除けばそのほとんどが氏寺、あるいは知識寺と呼ばれる小規模な私寺である。こうした古代寺院の大部分を占

める氏寺の景観については十分に解明されておらず、官大寺の研究成果を援用して考えることにも限界がある。氏寺自体に関わる史資料から再構成する必要が求められており、そのために額田寺伽藍並条里図を取り上げたい。寺院景観を明らかにし、同時に多様な寺院研究のあり方を提起するために本図を検討する。

①……………分析の視角

方法と目的

本稿の目的は原景観の復元、つまり8世紀後半の額田寺の構造と寺辺の景観に触れることにある。そのための一次的素材として額田寺伽藍並条里図を利用する。その際援用したいのは、古代荘園図の歴史地理学的研究から導き出された分割された三つの断面、すなわち実態と認識と表現というそれぞれの位相において図を分析する方法である。多くの荘園図は、現実には、可視的に存在する景観を律令田制や他の法規範に基づき認識し、文字や図像を伴って布や紙に定位したものであり、表現された景観は実態としての景観が再構成された二次的形態である。現実の景観自体は様々な要素、形状、様態から構成されている。それらを主として班田収授制という律令田制の中核的な土地制度の行政的執行を契機に、必要な情報のみを操作抽出し、他の情報を付加操作し、さらに図化、描画という段階を経て完成する。その結果、表現としての景観が成立するが、そこには省略、歪曲、誇張、誤認などの要素が入り込む〔金田 1993 a〕。表現自体が実態そのものでないことは自明である。表現された景観から実態としての景観を復元するには、まず図そのものの分析が必要であり、史料学的調査（文献史学）が先行する。そうして確定された表現と現景観を対比し現地比定する。現地比定とは景観の持続性の確認であり、現代地図上への定位である。その際考古学的調査や自然地理学的調査、歴史地理学的調査などの成果を援用し、原景観の一端に触れたい。一つの史料体としての荘園図そのものの自体を対象とした、図そのものの分析は目的ではない。しかし、該期の景観を復元する上で多くの情報を積載している図を第一義的な素材として検討しなければならないことも事実である。すなわち、8世紀後半の氏寺をとりまく地域景観の実態を認識することであり、そのための素材として荘園図、考古資料、現景観（表層景観）を主に使用することとする。

ところで、本図は他の古代荘園図に比べて図像、絵画的・絵図的表現が比較的多く認められるため、地図学や図像学、絵画史料学からの検討も期待されている。カルトロジーの分野では、象徴性、芸術性、科学性の相互関係の中に図を位置づけるが〔高橋 1986, 応地 1996〕、考古学の立場からは科学性の度合いを問題としたい。また、構造主義的地理学に代表される人文主義地理学的な検討には及ばない。また、小山都弘氏が提唱されるような様々な方法を統合したソシオカルトロジー的方法も採らない〔小山 1992〕。額田寺伽藍並条里図のように図像や絵画的・絵図的表現などの非文字情報が多い古代荘園図の分析には中世荘園絵図の分析で培われた方法も有効かもしれないが、小山氏のいう史料論的方法の中の考古学的検討という一部門に留めておきたい。

なお、ここで述べた方法と目的のすべてを本稿で果たすにはいささか荷が重すぎる。今後の本格的な景観復原のための基礎的な方法として提示しておきたい。

寺院空間論の視座

考古学における寺院研究は、一言するなら瓦中心主義、伽藍中心主義である。長い研究の歴史をもつこの方向は、現在もおおむね伝統的に墨守され、今後ますます緻密になることも確実である。瓦当型式の分類、同範関係の認定、範形の移動、製作技法の体系的研究などにより寺院の建立、修繕、廃絶の時期が明らかにされ、瓦工人の交流、寺院間相互の交流などとどまらず、律令期の文化、流通、経済的側面をもつものとして、社会構成史の中に位置づけ、また、仏教の伝播や氏族関係、律令国家の仏教政策のあり方まで議論が及ぶ。伽藍の場合も同様である。しかし、寺院自体は、他の様々な要素から成り立っていることも視野に入れねばならない。

関東地方の国分寺研究の成果として主要伽藍の外側に広がる院地が注目されてきた。宮本敬一・須田勉氏は上総国分寺における「講院」、「東院」、「園」、「西館」、「厨」、「経所」、「油菜所」などの墨書土器や検出建物の配置構造から政所院、修理院、園院などの院地を想定し、下総国分寺についても同様な想定をしている。また、塔、金堂、講堂、僧坊などの伽藍を構成する主要な建物を含む区画を「伽藍地」、大衆院、政所、倉垣院などの雑舎を含む区画を「付属院地」、「伽藍地」と「付属院地」をあわせた区画を「寺院地」、さらに寺院地の外に竪穴式住居、掘立柱建物、工房などが所在する区域を「寺地」とし、従来の伽藍中心の考え方から脱皮し、伽藍周辺に広がる寺の維持管理を担う施設群や土地利用に対する取り組みを喚起した〔宮本1981、須田1994〕。また、須田氏は「古代寺院は本来、仏教空間や寺院運営面での空間を含めたさまざまな機能の集合体」であり、「むしろ運営面での実態究明に力を注ぐ時期にある」と今後の研究指針を提起されている〔須田1995〕。

大脇潔氏はこうした提言を受けて寺院空間論をより具体的に検討されている。寺院の景観を最も端的に示す史料として額田寺伽藍並条里図を取り上げ、額田寺と寺辺の景観が、伽藍地、付属院地、寺領、公地その他の私有地、の四つの空間から構成されているとした。また、諸寺の寺辺景観の具体例をあげ、寺院空間論の深化を提起されている〔大脇1997〕。まさに正鵠を射た指摘であり、本稿もこうした観点を重要視し、その驥尾に付したい。それぞれの空間（区域）を表わす用語については研究者によって一致していないが、本稿では「伽藍地」と「院地」を合わせた区画を「寺域」、田畠などの生産関係に関わる寺院の領地を「寺領」、寺域と寺領をあわせて「寺地」と呼んでおきたい。文献上の用例に従い使用するのが最も適切な方法であるが、分析の枠組みを設定する上で借定した用語とすれば問題はないし、また、こうした枠組みの設定自体が新しい問題提起でもあり、きわめて有効な視点であると考えたい。

このように考古学において寺院をめぐる領域をこれまで以上に広く設定し、さらにその内部の景観を細分する領域論的、空間論的視点は、伽藍地の周辺部における広域調査が進展するという今日状況の下で獲得されるようになってきたが、文献史学（寺院史）、建築史学などの分野では早くから指摘されていた。また、こうした成果を受けて考古学の分野においても伽藍地周辺の状況の解明を重要視する意見も出されていたのである〔三輪1971、坂詰1979〕。いずれにせよ、寺院の内的空間、とりわけ伽藍地に対する取り組み以上に、外的空間に傾注する必要があると考えたい。なお、本稿では院の構成などについて言及するところが多いが、政所院、大衆院、倉垣院、苑院、花苑院、賤院などの院地の基本的機能については先学の研究成果に拠られたい〔竹内1931、太田1986〕。

寺院組織・寺院経済の視点

考古学においては寺院組織や寺院経済に関する視点が不足していた。院地の構造、構成、機能を視野に入れないため伽藍地周辺の掘立柱建物群を“集落”の一部としてのみ分析する視点しか持ち得なかった。氏寺の場合、その経営氏族の族長が居宅を構え、氏族構成員が隣接する土地に集落を構えていたことは確かであろうが、寺院隣接地で検出される大形の掘立柱建物を経営氏族の首長居館とする見解、中小規模の掘立柱建物を集落の一部とみなす見解が往々にして提出されてきたが、寺院の主要な構成部分であり寺院の経営に不可欠な院地を構成する建物群として分析する視点はあまり提出されていない。単なる集落という視点のみでは分析は不十分であると考えたい。もっとも集落、居館、院地のそれぞれを構成する建物群が、その規模、構造、配置形態から明確に分離できるのかどうか今後の検討が必要であるが、寺院組織の中核を成す院地に対する視点はもっと重視されるべきだと考える。一方、寺院経済に対する視点は欠落していた。瓦の製作技法の微視的観察からその経済的活動の一部としての生産と流通、消費という側面には触れ得たが具体的な経済構造には触れ得なかった。寺院はいわば一個の経済体であり、寺院自体が経済活動を活発に行い、寺院の維持管理運営に資するのであり、その大きな経済的基盤が寺領である。寺領に対する考古学的調査は考古学の方法論の一部適用範囲外にもあり、ほとんど問題視されていないが、古代荘園図を概観する中でこの寺領の問題が寺院の根幹そのものであることを深く認識させられる。この視点も重要であろう。ただ組織や経済については主に文献史学の領域であるが、荘園図の考古学的検討にも必要であり、文献史学の成果を引用しつつ概観しておきたい。

一般に氏寺は「氏族の族長・氏上が建立し、その子孫により帰依相伝せられた寺」と理解されている〔田村 1980〕。檀越は施主、檀主であり、氏族の氏上（族長）である。「造寺、造仏の負担者、僧尼の供養扶持者」であり〔竹内 1931〕、寺院の経済管理の一部を担うが寺家そのものではない。寺家は役僧である三綱（寺主、上座、都維那）を頂点に衆僧、優婆塞、家人、奴婢などからなる。三綱は寺財（伽藍堂宇、仏像、経典、寺領、寺奴婢、資財帳）、人事（補任、解由）管理のほか、渉外、財政、法会行事等に当たり寺院経営の中核を担うが〔橋本 1982、石村 1987〕、氏寺では檀越の力が強かったとされる。僧侶の数もよくわからない。『出雲国風土記』記載の諸寺院では0～5人程度、河内西琳寺は僧、沙弥合わせて22人、国分寺では20人程度といわれている。僧侶は官簿に登録され公験を与えられた公度（官度）僧以外に私度僧もあり、氏寺の僧侶の数についてはよく分かっていない。その他家人、奴婢などの実数についても史料が不足している。

私寺は多くの資材を有していた。氏寺で確認できるのは資財帳の残っている山城広隆寺ぐらいであるが、実に多くの寺財を有する。竹内は寺財をその性格から、生産財（土地、田園、封戸など）、非生産財に分け、後者をさらに使用財（楽器、衣服類など）、消費財（金銀布帛類、米穀稻類など）に分けたが〔竹内 1931〕、寺院の維持管理、僧侶の生活、仏法法会の執行には実に多くの寺財を必要としたのである。こうした寺財を得る機会が寺院の経済行為に他ならない。

寺院の経済的基盤については布施物、寺奴婢、寺封（封戸）、寺田、出拳を取り上げる〔竹内 1931〕。氏寺の場合、朝廷からの施入は少なく、檀越の施入が最も重要であった。また、知識、あるいは知識が団体化した知識結からの財物の施入（銭、牛、車、経典、仏像など）は、知識が結縁者にすぎず、寺院経済の直接的責任者ではないもののきわめて重要であり、「一般の私寺が知識とその力をま

ったことは当然である」と指摘する〔竹内 1931〕。造寺、造塔に供する諸物の施入、仏像、經典、法会料、薬油料の施入などが知られる。寺院への施入は寺院に施入する場合と僧侶個人に施入する場合があるという。

奴婢は貢進、買得、自進などの契機で得る寺財であり、雑役などの寺役に当たる。氏寺の場合はよくわかっていないが、竹内も「当時は何れの寺院においても、その雑用、駆使為に若干の奴婢は居たであろう」と指摘するに留まる。『続日本紀』天平神護2年6月巳未条には近江国錦部と葦園の諸寺の奴婢のことがみえる。『上野国交替実録帳』の法林寺には寺奴婢46人とみえる。実数については明確な史料が少ないが、寺家奴婢が居たことであろう。

寺封は田地とともに重要な財源であった。課戸の義務としての租庸調、仕丁を封主として受けた。天武9年(680)有封の期限を30年としたが、大宝元年(701)には食封を5年に限定し、国家の援助を減じる政策がとられる。朱鳥元年(686)には大窪寺、軽寺、檜隈寺、巨勢寺などが優先的に食封を受けた記事がみえる。竹内は、「私寺にあっても、多少の封戸を受けるもの少からず、その分布は広がった」と指摘される〔竹内 1931〕。『新抄格勅符抄』によると封戸の戸数が上げられているが、幾つかの氏寺も封戸を与えられていたことが知れる。

寺田は寺院経済の中心に位置付けられる重要な経済的基盤であった。施入、買得、相博、開墾などの契機で獲得する。氏寺の場合は、私家(檀越、知識)からの施入田が多かったと推定されている。また、寺家が開墾を経て開田した寺家開墾田もあった。寺家が自ら耕営する場合もあるが、賃租経営が一般的であったとされる。寺田は不輸租である。

出挙は稲出挙のほかに財物出挙(錢出挙、酒出挙、雑物出挙)があったとされる。天平9年(737)に私出挙は禁止され延暦18年(799)の解禁まで厳守されたとされるが、寺院としての出挙は禁止されなかった。竹内は、知識寺たる多度神宮寺資材帳に出挙稲がみえることから「官寺、私寺皆相当の出挙稲を有していたのであろう」としている〔竹内 1931〕。

寺院に関する国法上の規定として、寺院経済については、田令六年一班条、田令官人百姓条、禄令寺不在食封之例条があり、僧尼については僧尼令により細かく規定されていたが、氏寺に関する実態史料が少なく、文献史学の分野でも官寺、国分寺などに比べて具体的には言及されていないようである。7世紀後半に相当多くの氏寺が建立されたことは考古学的にも明らかであるが、一方で急増した寺院による弊害を修正すべく8世紀初頭から律令国家が氏寺の対策に積極的に取り組みを図ったことも知られている。8世紀全般の氏寺の盛衰については、和銅6年(713)4、10月に寺田に関する格を発し、田記の改正、田野の還公を命じ、地方豪族による寺院経営の弊害の是正に乗り出す。靈龜2年(716)のいわゆる寺院併合令には律令国家の氏寺対策が如実に表れている。檀越の専制を抑制し「氏寺を律令的支配の下に統括し、鎮護国家政策の一翼を担わせる」〔佐久間 1980〕ことを目的としたとされる。この併合令には氏寺の性格がよく表れている。「或は草堂始めて開きて、争ひて額題を求め、鐘幡僅に施して、即ち田畝を訴ふ」、「檀越の子孫田畝を惣べ撰め、専ら妻子を養ひて、衆僧に供せず」は寺院建立の目的が信仰に根ざしたものではなく、寺田の獲得に関する経済的実利の取得にあったことをうかがわせている。吉備における7世紀後半の寺院急増の背景に氏族内部の独立化、自立化の動きをみながらも、寺院建立の経済的効果として私的財産の温存、田地・奴婢等の所有、所有地収公の回避を間壁葎子氏は指摘したが〔間壁 1970〕、こうした視点は重要である。寺の

経済の中核は氏族の経済が転化したものに他ならないのである。この点で、寺の経済的基盤を問題視することは、寺院建立に先行する氏族の経済的基盤を明らかにすることに通じるものである。ともあれ、檀越の専制を排除し、国師、衆僧、国司等の共同検校（相對検校）の方策を採った点に地方官人、寺三綱を介した寺院統治の「僧俗共治のシステム」が稼動したことを示しているよう〔橋本 1982〕。その後、養老5年（721）には併合令の徹底が命ぜられたが、天平7年（735）に併合令が解除され、以後天平13年（741）の国分二寺造営勅に始まる聖武朝の新しい施策が実施される。その後の氏寺の様相について、正倉院文書にみえる氏寺を検討した佐久間氏は、律令政府が經典を渡し国家の仏教政策の一端を担わせ、また、舎人、優婆塞等を派遣し造営や写経を促進していることを指摘する〔佐久間 1980〕。乱立する氏寺の対策として靈龜2年（716）～天平7年（735）の約20年間にわたり寺院併合令が発せられたこと、天平年間に大きな政策転換があり、民間仏教や知識仏教を公的に認め鎮護国家の仏教政策の一翼を担わせる方向に転じ、舎人等の官人を氏寺に派遣する動きがあったことなど、檀越の専制排除という強権的政策から官民一体化した仏教政策の推進という方向へ転換したこと〔佐久間 1980〕を背景として押さえておきたい。

桓武朝にいたり仏教刷新に関する施策が数多く実施される。造寺司の廃止、寺財検校の改正、僧尼に対する規制強化など、寺院制度を大きく変える施策がとられる。延暦2年（783）には私寺の建立、園宅地の施捨が禁止され、その後、寺地を収公し、寺家の出挙を禁止するなど、私寺は大きな経済的危機を迎え衰退に向かう。桓武朝（延暦年間）の一連の施策をみると、寺院併合令が出された8世紀前半の状況があまり改善されずに奈良時代を通じて存続していたようである。やがて、平安朝仏教の興隆の中で末寺化、あるいは廃絶する寺院が多くなり、新たな寺院制度が展開する。

以上、氏寺の寺院組織や経済的行為、8世紀の氏寺に関連する法令などを概観した。元々氏寺に関する史料が少ないこともあり、詳細は不明とせざるを得ない点も多い。しかしながら、古代荘園図を通じて寺院景観に触れるにはこうした社会経済史的視点や知識が不可欠であり、ひいては考古学的な検討を行うに当たっても有用であると考えられる。

なお、氏寺の性格について、中村英重氏は、律令的な氏の再編に伴い平安初期に氏寺が成立するとし、7～8世紀の寺院は「家」の創建に関り「家祖」を祀る「家寺」としての性格が強く、知識寺ないしは家寺の段階であったとされている〔中村 1995〕。寺院性格論として貴重な提言であるが、本稿では従来の定説化された氏族仏教論の立場に従っておきたい。また、後に検討する諸寺院については、経営氏族が不明であったり、氏寺としての位置付けが明確でないものも一部含んでいる点了解されたい。

②……………額田寺の構造と景観

額田寺伽藍並条里図の研究史や料布構成、計測データ、彩色、顔料、記載内容等の書誌学的事項や復原模写の実際等に関しては本書所収の諸論文と資料編に拠られたい。ここでは、本稿の記述と関連する事項について概観しておきたい。

作成年代については、「中臣朝臣毛人」、「巨勢朝臣古万呂」、「法花寺庄」の記載から天平宝字年間（757～764）をさほど下らない時期とみる見解〔福山 1948〕、多くの古代荘園図が班田図を基図とし、

班年の直後に作成されている例が多いことから天平宝字5年(761)の直後の作成とみる説[石上1996a], 大和国における条里呼称法の成立時期を神護景雲元年(767)から宝亀8年(777)の間に求め, 神護景雲元年ないしは宝亀4年(773)の班年の後に求める見解[金田1995a], 「大和国印」の表記から天平勝宝8歳(756)に上限を求める見解[山口1996]などがあるが, いずれも8世紀の第3四半期に収まる。主として文献史学上の論点でもあり, 言及はしない。本稿では“8世紀後半”の作成にかかるものとしておく。

作成目的については, 「施入などの形で寺領, 寺域が公式に設定されたことを直接の契機」として成立した[山口1996]という考えに従う。本図は国が正式に認定し証驗として与えられたものと考えておきたい。

作成過程について, 条里方格線や「第四額田里」の記載から本図は班田図を基図としていることは明らかであるが, 伽藍の表現や畠, 岡, 林, 原などの記載は本来班田図には記載されない地目であり, 図の大部分は田図, 田籍以外の資料を基に作成されているという[金田1996a, 山口1996]。『西大寺資財流記帳』にみえる「田籍帳」, 「墾田帳」, 「林地帳」, 「栗林図」, 「柚図」など[山口1996], あるいは口分田を対象とした一般田籍や寺田籍のような特殊田籍[鎌田1996], 西大寺流記の「田園山野図」にみえる瑜伽山寺図, 阿弥陀山寺図, 秋篠山寺図のような寺院図, 条里プラン完成前に「寺田や墾田の設定施入など班田収授の対象外の土地について勘注の上作成された」と考えられるいわゆる「国司図」[金田1995c], 「田記」と呼ばれる「校田に先行して, 中央政府が班田の実際の担当者である国(班田使)に対して寺院の所領を認定するために発給する文書」[鷺森1995]など, 寺院が独自に作成し所有する帳簿や台帳, 寺院図, 国衙が保有する官簿などを利用したと考えられているが, 図の作成過程の実際は未だ不明な点が多く残されている。班田図を基図としていることは確実であるが, 班田図から引き写した記載や表現はむしろ少ないと推定される。したがって, 複数の依拠すべき資料を転写合成した結果本図が製作されていることになるが, このことは異なる認識や作業が一枚の図面に集約されていることを示している。標記文字と絵画的・絵図的表現の矛盾から指摘される別々のコンテクストの存在[金田1993]はその最たる例であろう。先の利用された資料, あるいはその作成に関する表現方法などを個別に分離することは現時点では不可能であり, 上記の諸点を含んだ上で基図の使用に関しては“班田図(田図)を引き写す”という表現をする。

なお, 「額田寺伽藍並条里図」という名称は文化財指定上の名称であって, 本来原図に記されていた表題は明らかでない。文脈を踏まえて「本図」, 「図」, 「額田寺図」などと表現する。

景観の分類

図には多様な図像, 絵画的・絵図的表現が定位されている。条里方格の中に岡, 川などの自然景観, 寺院, 墓, 道などの人為的景観などが描かれ, これらが組み合わせられて古代の額田部の地域景観を描き出している。この景観は自然条件を基に積み重ねられた営為の結果現出した文化景観でもあろう。この地域景観の構成, 構造に考古学的検討を加えながら寺院景観を復原するために活用するには, 当然のことながら描かれた景観を考古学的な成果を取り込めるように分類, 整理しておく必要がある。本図については山口英男氏の分類がある。表現の形態を基準に①文字による表現, ②線及び彩色による平面的表現, ③絵画的な立体的表現, の三種に分けられた[山口1996]。また, 金

表1 景観の分類

景観単位	構成要素	形態素a	形態素b	備考		
居住(寺院)	伽藍地 区画A・B	南門(建物1)	基壇・軸部・屋根	柱・貫・扉口・長押・瓦・破風		
		中門(建物2)	軸部・屋根	柱・貫・扉口・組物・瓦・垂木		
		金堂(建物3)	基壇・軸部・屋根	柱・貫・扉口・組物・瓦・垂木		
		講堂(建物4)	基壇・軸部・屋根	柱・貫・組物・瓦・垂木		
		塔(建物5)	基壇・軸部・屋根・相輪	柱・扉口・組物・高欄・宝珠 竜舎・水煙・九輪・受鉢		
		僧房(建物6)	軸部・屋根		「僧房」	
		僧房(建物7)	軸部・屋根			
		僧房(建物8)	軸部・屋根			
		正倉(建物9)			「正倉」	
		建物10			建物11と一対	
		建物11				
		建物12			建物13と一対	
		建物13				
		食堂(建物14)			「食堂」	
		門(建物15)			西門	
		門(建物16)				
		門(建物17)				
		門(建物18)				
		築垣			伽藍地を囲むもの	
	回廊			中門と金堂を接続するもの、 築地の可能性あり		
	居住(寺院)	区画C	板屋(建物19)			「板屋」
			瓦屋(建物20)			「瓦屋」
			竈屋(建物21)			「竈屋」
			食殿(建物22)			「食殿」
			倉(建物23)			「倉」
			倉(建物24)			「倉」
			倉(建物25)			「倉」
			倉(建物26)			「倉」
			倉(建物27)			「倉」
			北門(建物28)			「北門」
		門(建物29)			東大衆へ通じる門	
		門(建物30)				
		築垣			西辺は伽藍地と共用、東辺にはない	
		院地 区画D(東大衆)	務屋(建物31)			「務屋」
			酒屋(建物32)			「酒屋」
	竈屋(建物33)				「竈屋」	
	□屋(建物34)				「□屋」	
	倉(建物35)				「倉」	
	倉(建物36)				「倉」	
	門(建物37)					
	築垣			北辺は区画Eと共用		
	区画E	築垣			建物なし	
	区画F(南院)	建物38				
		建物39				
建物40						
建物41				曲屋形式		
建物42				倉の可能性あり		
建物43						
築垣						
区画G	馬屋(建物44)					
	築垣					
区画H	築垣			「北門」右から北へ伸びる丹線		
	築山			推古神社古墳、9-4-36		
家地 (荘所・別業)	中臣朝臣毛人家			「中臣朝臣毛人家」9-3-16・17・21、 「同毛人家」9-3-20・28		
	巨勢朝臣古万呂家			「巨勢朝臣古万呂家」9-3-31・32、 「巨勢朝臣古万呂地」9-3-29・30		
	日根連千虫家			「日根連千虫家」9-3-31		

景観単位	構成要素		形態素a	形態素b	備考
生産地	耕地	田	迫田		9-3-35
			厩田		9-4-17
			寺厩田		9-4-18
			垣陸田		10-4-1
			竈門田		10-4-2
			槻本田		10-4-3
			川原田		10-4-10・11
			垣内田		10-4-12
			寺新家田		10-4-13
			寺小荒木田		10-4-15・16
			荒木田		10-4-22
			寺+田	寺田壑	
		寺田			9-4-15・16, 10-3-34・35・36, 10-4-9・14・23
		公田			9-3-23・30・35, 9-4-6・11, 10-3-25・26・33・34・36, 10-4-23・24
		その他	池心		9-3-35, 9-4-2
	田			10-3-22・23	
	寺畠			10-3-33・34, 10-4-3・4・5・8・9・10・16・17	
	畠	畠		10-4-3	
		中臣朝臣毛人畠		10-4-16・17	
		岡		10-4-23	
	非耕地	岡	岡	叢, 樹木	
			寺岡		
		法花寺庄		9-3-19・30, 10-3-23・24・25・26	
		公野		9-3-23・24, 9-4-11・15	
		公地		9-4-17・18	
		原	楊原	楊木	10-3-12・13・26・27・34, 10-4-3 「額寺楊原」「額田寺楊原」「寺楊原」
			林	栗林	
		橡林			10-3-34「橡林」
		林			10-4-11・14「寺林」
		池	池1	堤	「寺小手池」
			池2		東池
		水路			
		墓制	古墳(船墓古墳)	墳丘	
古墳(鎌倉山古墳)			墳丘		「墓」
古墳(狐塚古墳)			墳丘, 周濠		「寺 ^田 八十歩」「寺田百歩」
古墳(石橋古墳)	墳丘, 周濠			「荒」「荒田」	
古墳(米迎墓ノ間古墳群東支群)				「墓」方形1, 円形10, 不整形2	
古墳				円形3	
交通	道a				
	道b				
	道c				
	道d				
	道e				
	道f				
	道g				
境界	石柱1			「石柱寺立」9-3-29	
	石柱2			「石柱寺立」9-3-32	
	石柱3			「石柱立」9-4-11	
自然	川1(佐保川・大和川)				
	川2(中川)				
	川3(初瀬川)				

- ・既往の研究成果を参照し、表現の形態と機能を複合させた分類
- ・各地目の面積は省略
- ・重複する地目(名)は一括した
- ・田の細分については金田1995a参照
- ・岡は生産(非耕地)とみなした
- ・原は自然の植生ではなく人工を加えたものとみた

田氏は古代荘園図を広く渉猟する中で機能を中心に据えた分類を提示されている [金田 1996 b]。A：位置表示にかかわる表現，B：土地管理に関する表現，C：関連施設，事象の表現，D：地形，植生などの絵画的表現，である。描かれた景観を分類するには，図像や絵画的，絵図的表現だけであれば比較的容易であるが，これらの要素は古代荘園図においては必須の要素ではなく副次的な要素であり，文字による表現が古代荘園図の本質を規定する要素であるため [金田 1996 b]，この標記文字をも含めて分類しなければならないのである。

ところで，景観はすぐれて地理学的な概念であり，景観の機能と形態の分解に向かう地理学では景観の細分化を行う。水津一朗氏は最小の形態としての形態素，形態素から構成される構成要素などの景観の構造分類を行い，景観の構造的な文節化の方法を提起された [水津 1983・1987]。

このような文節化の方法を援用すれば，遺物・遺構などの考古学的な知見も取り込むことができるのではないと思われる。表現の形態と機能という相関関係の座標の中に分類するのが適切であるが，先に述べた景観の文節化の視点を取り入れ，景観の単位（居住，墓制，交通，境界，生産等）を設定し，さらに構成要素—形態素 a—形態素 b…という階層的な分類を掲げておきたい（表1）。このように分類しておけば，考古学的調査によって検出された遺構や遺物をこの種の階層に，あるいは，形態素のさらなる下位の階層に位置づけることが可能であり，図の表現と一体化，体系化した分類が行いうるのではないかと考える。

額田寺の構造

図から知れる額田寺の構造について概観しておく（図1）。説明の便宜上，一定の区画にはアルファベット，建物にはアラビア数字を付す。

区画A 主要伽藍の堂宇を画する区画である。正倉，食堂なども含む。墨線は築垣を表わす。基本的には築地と考えられるが，区画Cと接する部分の一部などには掘立柱塼も存在した可能性がある。東南の隅が東側へ方形に張り出し，食堂を配置する。食堂西側柱が築垣と一体化して描かれる。この範囲を伽藍地として位置付ける。南辺に南大門，西辺に1門，東辺に3門を置く。内，2門は区画Cと通じる。区画A（伽藍地）では建物1～4には墨書がないが，南大門，中門，金堂，講堂と考えられる。これらは一直線に配置され，表現上は，10条4里の東1行と2行の坪界線の上にいる。南大門が斜投影式に近い画法で描かれるが，他は正面図式で描かれ，軒下を見上げる視点で描かれている。濱島正史氏は中国伝来の描画手法を指摘する [濱島 1995]。軒先の丸印状の表現を中国系の描画手法とみる見解もある。寄棟屋根とすると，正面から見た場合，隅棟，降棟，稚児棟の先端に飾られる鬼瓦，鬼板が描かれた状態のように見えることがあるが，寄棟造りの金堂や講堂は奈良時代には少なかったとするのが建築学会では一般的である。建物7・8は建物6と共通する描き方であり，僧坊と考えられる。建物9は南北棟の正倉である。建物10・11・12・13はいずれも2棟一対となり，講堂の東西に位置する。正倉と同じ平面図式で描かれている。①正倉，②僧坊，③その他，とみる説がある。①は正倉と同じ表現を採っているからである。墨書「正倉」は凡例を示す意味での標記か。ただし，氏寺で正倉を5棟ももつ例は知られていない。②は2棟一対である点を重視する。内側を太房，外側を小子房とみ，全体として講堂の東西，北側を取り囲む三面僧房を想定する。三面僧房は京内の官寺に特有の僧房配置であり，氏寺の場合まったく知られていない。また，全体

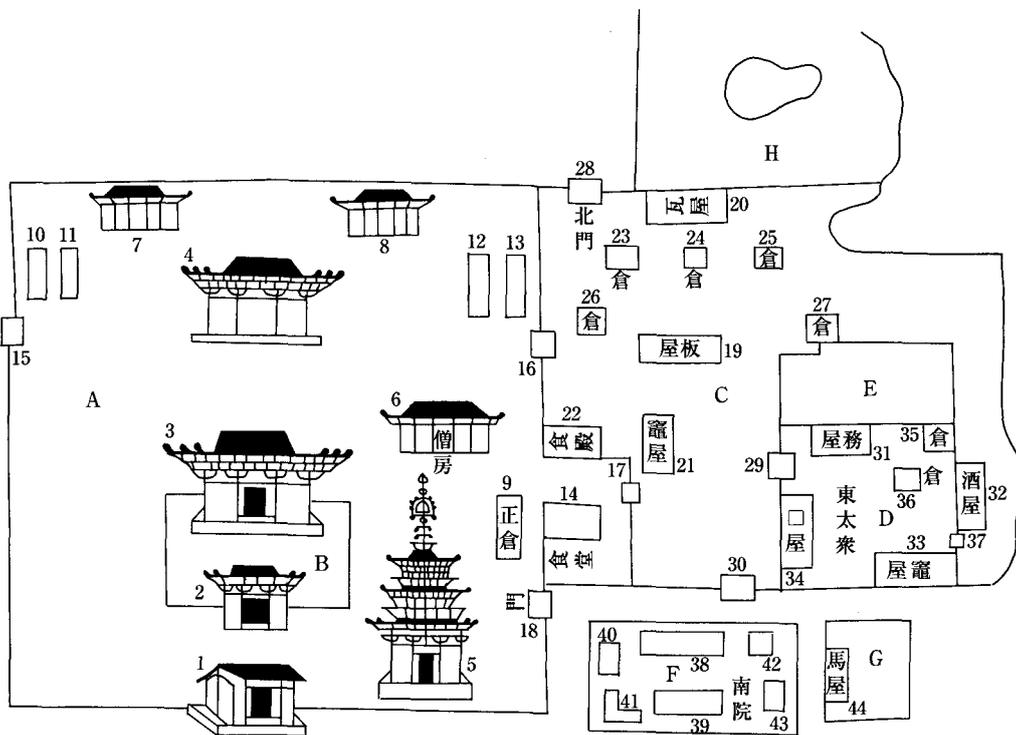


図1 額田寺の区画と建物

で5棟の僧房を構えていたとすると、止住していた僧侶の数も相当数となり、氏寺でそれほどの僧がいたかどうか疑問視する意見もある。③は鐘楼や経蔵を想定するが、通常はもう少し南側の講堂前面の左右に位置することが多く、また、平面も正方形とする場合が多い。また、2行一対の形態は採らない。食堂が伽藍地内に含まれ、独立した院の形成には至っていない。院形成までの中間的様相をもつ。食堂は僧侶が齋食するための施設である。通常は、調理を行う厨、竈屋が伴うが、額田寺の場合は伽藍地の一面に単独で位置する。

区画B 区画Aの中央下部、中門と金堂を囲む区画をさす。金堂院である。区画線は回廊の可能性が高いが、築地であった可能性も指摘されている。

区画C 伽藍地に東接する「板屋」,「瓦屋」などを含む一画。形態は不整形である。東辺には岡の彩色と共通する白緑が塗られており、額田寺が立地する微高地の縁辺部を表わしている。曲線を含む丹線は寺田と寺院の地目境界線であり、区画Cの東辺は築地、塀などの区画施設はなかったと考えられる。後述の区画D～Gとともに院地を形成する。南辺に1門、北辺に「北門」を置く。西辺の2門は区画Aに通じ、東辺の1門は区画Dに通じる。「板屋」(建物19)は区画Cの中央に位置する。「板屋」は史料にも比較的多く知られる。その用例をすべて網羅したわけではないが、西大寺資財流記帳(寧一中)、広隆寺資財交替実録帳(平1-197)、越前国使解(大家わけ18-500・東大寺)、家屋資財請返解案[橋本1987]、東大寺功德分施入帳(大4-341)、生江息嶋解(大4-359)、造東大寺司告朔解(大5-188)、十市布施屋守曾禰刀良解(大6-120)、丈部濱足月借錢解(大6-273)、造金堂所解案(大6-279)、狛子公等月借錢解(大6-390)、田部国守占部忍男月借錢解(大6-

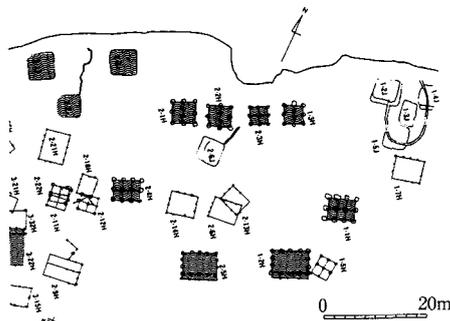


図2 古新田遺跡の倉庫群

425), 他田建足桑内真公月借錢解 (大6-426), 山部針間麻呂月借錢解 (大6-509), 大宅首童子月借錢解 (大6-567), 大和国十市郡司売買地券文解 (大家わけ18-55・東大寺3) などである。

家屋資財請返解案は平城京内の宅地内建物の構成が知れる史料であるが, 板屋は副屋として扱われており, 主屋の位置を占めない [橋本 1987]。月借錢解は下級官人が借錢に当たり質物とした板屋の例である。請返解案から考えると主屋ではなく副屋を質物としていることになる。通常, 板屋は板葺屋根の建物を示す, つまり屋根葺材を示すと考えられているが, 史料には「瓦葺」, 「檜皮葺」, 「草葺」の用例が認められるが, 「板葺」は知られない。一方, 「板倉」は「甲倉」, 「丸木倉」などととも史料によくみられる。倉の場合, 基本的には壁体の構造を示しており [山中 1994], この用例から推測すると板屋は板壁の建物の意にも解せられる。いま一つは, 建築用材の加工, 製材などを行う施設とみる意見である [大脇 1997]。後述の「瓦屋」とも関連するが, 本図の場合, 記載された建物の名称はすべて用途, 機能に関わるものであり, 建物の構造や外観に因む名称はみられないのでこのように考えるわけである。「瓦屋」は①瓦葺の建物, ②瓦窯の覆屋, ③瓦工房, ④造瓦所, との見方がある。①は建物の外観に関わり, 先の点とも関わる。「瓦倉」は瓦葺屋根の倉を示すとされる [山中 1994]。8世紀の後半時点では小規模な平窯が広範に普及しており, 従来の登窯が必要とした急斜面は必要ではない。また, 寺院内あるいは寺院に隣接する場所に瓦窯が設けられる例は多々あり [上原 1997], ②の可能性もある。③, ④は史料にみえる用例である [小林 1964]。建物21の「竈屋」は調理の施設, 建物22の「食殿」は一般的には配膳のための施設と考えられている。建物23-27は「倉」である。3棟が東西一直線に並び, 両端側の少し南側に2棟を配する。左右対称の計画的な配置を採る。寺財, 寺稲などを収めた倉であろうか。こうした倉の配置形態は古墳時代にも認められる。図2は静岡県磐田郡浅羽町の古新田遺跡で検出された5世紀後半の倉の例である [柴田ほか 1992]。床面積12-20m²の小形の倉が並ぶ。遺跡は地域首長の居宅としての性格をもつものと考えられているが, 計画的配置のもとに倉院とも呼べる一定の区画を形成している。このB群の倉庫群は首長の家政機関の一部として成立しているのであろう。

区画D 「東大衆」の墨書のある一画。東大衆(院)と呼ぶべき区画である。「酒屋」が東側に張り出す。西辺, 東辺にそれぞれ1門が取り付く。建物31は「務屋」, 東大衆の主屋であろう。「務屋」の用例は史料にみられないが, 「務所」の用例は多い。長屋王木簡の中の「家令等発給文書木簡」の中に「務所」という機関名の用例があり, 鶴見泰寿氏は務所について「邸宅全体, 邸宅外の御田, 御園などを広く管轄する家政機関の中核的機関」と指摘している [鶴見 1995]。また, この木簡群には「政所」もみえ, 務所と同じ意味で使用されている。また, 吉田孝氏によれば正倉院文書中にも「務所」, 「政所」の用例があり, 両者ともに同じ意味で使用されているという。「務」, 「政」は「マツリコト」と訓じるともいう [吉田 1987]。とすれば「務屋」はまさに東大衆院の中核的施設であり, 額田寺の政所と考えられよう。37の「酒屋」は文字どおり酒を造り, 収めた施設。造酒関連の諸具, 雑

器なども収められていたであろう。他に「酒屋」は、『上野国交替実録帳』の法林寺、弘輪寺にもみえる。『令集解』によれば酢、醬なども保管する施設であった。僧侶が薬用に供する酒は僧尼令により認められており、また、出拳の対象ともなっていた。33の「竈屋」は東大衆の食事を賄う施設。34は判読不可能で、他に倉2棟が配される。

区画E 区画Dの北側に取り付く一画。建物は何ら描かれていない。北辺に「倉」が1棟取り付くように描かれているが、この倉は先述のように区画Cに伴うものと判断する。建物を何ら伴わない院として苑院、花苑院があり、こうした性格も推定される。

区画F 区画Cの南側に道をはさんで設けられている。「南院」は建物の個別名称ではなく、区画を示すもの。六棟の建物が描かれるが、建物の名称は記されていない。また、門も表現されていない。東西に細長い平面形を呈する建物38・39が、この南院の中核的施設であるが、用途は不明である。ただ、細長い建物としては宿坊の例がある。広隆寺、法隆寺の客房は僧房に類似した細長い建物であったことが知られている[石村 1987]。40・42・43は倉の可能性がある。41は院の西南隅に位置するL字形の建物である。こうした曲屋は、薬師寺、興福寺、元興寺、大安寺、東大寺などの南大門や中門の両脇に設置された宿直屋、としてのものが知られる[福山 1982]。宿直屋は夜間の警備を行う。宿坊の可能性のあるもの、宿直屋の性格の強い曲屋などの存在から客房院的性格がうかがわれる院である。

区画G 区画Fの東側の一画。「馬屋」の墨書のある建物一棟が描かれるが、門の表現はない。

区画H 区画Cの北側、北門の東側から一本の丹線が北側に伸びている。丹線は構造物の輪郭や地目の境界線などに使用されるが、この丹線は構造物とみる。古墳が描かれている部分を園池と推定する[服部 1994 a]。

以下、伽藍地、院地について纏めておきたい。

伽藍地の伽藍配置は、中門と金堂が回廊、あるいは築地で結ばれ金堂院を形成する上原分類のA6型に当たるものとしておく。他の堂宇について、講堂の背後に僧房を置く例は広くみられるが、金堂の東側に置く類例はあまり知られていない。同様に、正倉（建物9）の配置も例が少ない。10・11・12・13の2棟一対の建物は現時点では不明としておく。氏寺の食堂については不明な点が多いが、南都官寺の場合幾つかの知見が得られている。とりわけ、伽藍地の中での位置について、奈良時代に入って、講堂の北側から次第に東側に位置する例が多くなるという[鈴木 1959]。8世紀後半の額田寺の場合も、伽藍地に位置するものの明らかに東端に配置されており、この時期の官寺の影響を受けたものであろうか。また、官寺の場合、食堂には細殿、食殿、大炊殿、厨などの建物が付属し、全体として食堂院を形成するが、本寺の場合は、こうした院を成さず、付属屋も伴っていない。

院地は六つの院に分かれている。区画Cは、複数の機能を併せ持っているようで、倉垣院、修理院、食堂院などの機能が指摘されている。計画的配置を採る5棟の倉は倉垣院の機能を想定できるが、北側の瓦屋、南側の板屋の間に存在することを重視すると造寺、修繕工事のための施設群、すなわち修理院の性格を想定すると、建築関係の資材、諸具を収めたものであろうか[大脇 1997]。山中敏史氏は寺院に造営された倉について、①数棟～10棟以下で構成され、②正倉よりも小規模である、ことを指摘されているが[山中 1991]、この特徴は額田寺の場合も認められる。

区画Dは、東大衆院と呼んでもよいであろう。務屋を政所と考えると、政所院の機能をも併せ持っていると考えられる。政所の機能や性格、構成について纏めた石村によれば、古代寺院の政所については、①特定の院内（政所院）に置かれるもの、②院を形成せずに設置されるもの、③大衆院内に置かれるもの、の三つの配置形態があるという〔石村 1987〕。額田寺は③の配置形態である政所が大衆院に含まれる例と推定される。法隆寺資財帳によると大小2棟「政屋」が大衆院の中にあり、また、豊前弥勒寺でも大衆院の中にある。こうした例に近い形態であり、政所が大衆院の主屋を兼ねているものと推察される。政所は、三綱が財政、渉外、法会、人事などの寺務を執る寺院運営管理上の中樞施設であり、大衆院は僧の食生活の賄い方を行う場所、つまり齋食のための食堂を中心として構成されるものであるとすると、本来の大衆院としての機能は食堂、食殿、竈屋が近接して配置された区画Cの南西部に求められるが、この部分には該当する建物はない。檀越の居所が政所を兼ねる場合もあるが、東大衆内の「務屋」、「酒屋」、「竈屋」、「□屋」、「倉」2棟の建物構成では不足であり、額田部氏の居宅は別の場所を想定したほうが適切であろう。寺院東北方の丘陵地に求める意見もあるが〔大脇 1997〕、現時点では詳らかでない。

以上のように額田寺の寺域は伽藍地とその東側に展開する少なくとも六つの院からなる院地から構成されていることが判明する。描かれた個々の建物や院の機能については確定できないものもある。官寺にみられるような倉垣院、大衆院、政所院、修理院、食堂院、苑院、花苑院、などの機能が想定された⁽⁵⁾。しかし、官寺の場合のように各院が完全に独立しているのではなく、複数の機能を兼ね備えた院も想定された。院の未分化であり、院の形成に未成熟な様相があることは確実であろう。全国に建立された多くの氏寺も、こうした様相を帯びていたのではないかと考えられる。

院内部の建物の構成や規模は類型化できるほど資料の蓄積が進んでおらず今後の課題として残されている。古代寺院の大衆院を構成する建物の組成と配置を検討した石村氏は、比較的自由に弾力性のある設定方法を採用していたことを指摘されている〔石村 1987〕。院は基本的には寺院の運営管理などを担うが、その内実は個々の寺々の規模、立地などの外的条件のほかに、成立過程や経営氏族の運営方法、寺領の構成などの社会的、政治的、経済的背景のもとで展開するのであり、基本的な構成は同じであっても、実態は類型化が不可能なほどに個別的ではなかったかと推定される。

以上は表現された額田寺の構造の概略である。現実の伽藍配置や院内建物の配置については、発掘調査が進捗していない現時点では不詳とせざるをえない。また、伽藍地全体の規模についても明確ではない。図では約140m四方に描かれている。近世の縁起史料や絵図からは南北約214m、東西約135mの規模が知れる。東西の長さは図の表現とほぼ一致するが、南北の長さが74mも違っている。この東西長を正しい数値とみなして現地に投影しても様々な矛盾が生じてくる。中近世にどの程度の改変がなされたものかも不明な点が多い。伽藍地の規模の確定は将来の考古学的調査に委ねておきたい。

額田寺周辺の景観

寺辺の景観の一つ一つを網羅的に検討する余裕はないので、ここでは寺領、古墳、条里という項目を立てて関連する問題を概観しておく。

(a) 寺領

寺田を中心とする様々な地種から構成される額田寺の寺領については、金田章裕氏がすでに整理を行われている[金田 1995 a]。いわゆる小字地名的名称をもとに、記載された地種、地目を分類する。金田氏によれば、本図の土地利用を示す文字は、①小字地名的名称を付すもの、②単に「寺+土地利用」で、小字地名的名称を伴わないもの、③その他、に分類され、④は額田寺が占有するものの、国家の管理に関わり租税を出す輸租地であり、②は寺の私有地で不輸租地であり、③は第三者の土地や公田、山林原野などを含む土地である、とされている。また、土地の表示システム以外に、土地の管理上も小字地名的名称が機能していたことを明らかにされている。

さて、寺領を問題にする場合、対象となるのは①と②に分類される土地である。金田氏の分類に従い整理すると、①田：3町2段237歩+ α 、②田：1町2段193歩、畠：3町7段114～213歩+ α 、岡：18町5段72～252歩+ α 、原：1町5段112歩、林：1町4段100歩、合計は29町7段108歩～9段27歩+ α となり、約30町歩の寺領を有していたことが判明する。さらに類似した地目を纏め、歩数を切り捨て町段面積のみで全体の比率を算出すると、田15.2%、畠12.5%、岡62.3%、林・原9.8%、となる。本図には判読できない文字があり、また、図の左右および下端が欠失しているので、各地種の実際の面積はもう少し増えるであろう。ただし、表現や彩色の状況からみて、図の右辺で原・林、左辺で岡・田、下辺で畠の面積がそれぞれ増える可能性があるものの、地形表現や他の地目の記載状況からみると、それほど大きくは違わないと考えられる。したがって本図からは額田寺の所領のほぼ全体像を知ることができるのである。なお、寺院地は、5町1段165歩である。

地目ごとにその存在の様相をまとめておく。田はおもに寺院の南側の佐保川右岸の後背湿地、氾濫原、西側の段丘面上の開析谷の部分にまとまって分布する。寺院東側にも存在するが、この部分は佐保川に向かって開く谷地形の上部である。寺田の集中、一円性がうかがえるが、金田分類の①、②についてその分布をみると必ずしも類型ごとに明確に分かれているわけではない。畠は佐保川の右岸、佐保川と中川の合流地点、さらにその南側に集中する。河川の自然堤防上や、蛇行洲上に立地している。岡は寺院背後の自然丘陵そのものである。林・原は佐保川の両岸の自然堤防や蛇行洲に位置しているとみられる。このように田、畠、岡、林、原などの地種が錯雑として存在するのではなく、それぞれの地種がまとまって分布している点にも注目しておきたい。このことは、微地形に影響された土地利用の実態をよく示しており、きわめて有効な土地利用の一端がうかがわれるのである。さて、表現上それぞれの地種がまとまって分布する様相がみて取れたが、図に記載された面積と各地目の表現は大きくずれており、図の表現を面積記載に近づけて補正する必要がある。この作業結果は金田論文に詳しいが、各地種の存在形態がさらによく判明する。

額田寺の寺領であるこれらの多様な土地利用は、寺院の経営上、どのような意義をもっていたのであろうか。この点についてすでに金田氏が本図に関わり概観されているが[金田 1995 a]、律令の土地制度全般の中で再度纏めておきたい。

田 寺田は田令六年一班条に規定された地目で、不輸租であり、売買はできるが、欠けた場合には補われないとされている。私有性の強い地目で、寺院経済の根幹を成していたとされ、中井真孝氏は「寺院の成立はもっとも経済的効果の高い土地（特に田）の律令的所有が許容されることに他ならない」とし[中井 1972]、近年鷺森浩幸氏も寺田の経済的意義を強調する[鷺森 1995]。寺院が

多くの田地を有していたことは、『続日本紀』和銅6年10月8日条に「諸寺多く田野を占めて、その数限無し」とあり、寺院による田地の私的占有が進んでいたことを示している。また、靈龜2年のいわゆる寺院併合令には「田畝を訴ふ」とあり、寺院にとって不輸租の寺田の確保が重要な権益となっていたことが知れる。寺田は主に①施入、②買得、③質田、④開墾、などの契機で獲得するとされる〔竹内 1931〕。施入田で大部分を占めるのは、檀越の施入田であり、また、知識などの私家からの施入もあるという。経営方法については、①賃租経営、②雇用労働による経営、③家人・奴婢等による経営、④寺家の直接経営、があげられるが〔宮本 1998〕、①～③の代耕の形態が多かったとの指摘もある〔弥永 1980〕。先に述べたように金田氏は額田寺図の寺田を、①小字地名的名称を付すもの、②単に「寺（+面積）」と記されるもの、に二分し、①をさらに、①'「寺」ないしは「寺田」の文字を伴うもの、①''「寺」ないしは「寺田」の文字を伴わないものに分け、これらの標記文字からみた寺田の類型が、その起源の違いを表わしていることを示唆されている。額田寺の成立は7世紀の前半に求められるが、寺田はその時点で一括して成立したのではなく、本図が描かれた8世紀の後半時点までに買得、開墾等の経済的行為により拡大あるいは縮小を伴う再編成、再構成がなされたものと推定されるので、先の類型がこうした寺田の起源、すなわち獲得の契機の違いに対応している可能性もあるという。竹内は、寺田には①不輸租である勅施入田と、②輸租田である寺家開墾田、私家施入田の二者があるとし〔竹内 1931〕、鷲森氏は、弘福寺、東大寺などの所領構成と認定方式を検討する中で寺院の所領を①寺田、②寺領墾田に分け、①は勅施入により中央政府が認定した不輸租地であり、②は野地の占定開発、私家の寄進、買得によるものであり、国郡司が認定する輸租地であるとした〔鷲森 1995〕。これらは官大寺に関して言えることであり、氏寺の場合は史料が少なく判然としない。しかし、金田氏の指摘のように、小字地名的名称の有無等を基準として寺田にもいくつかの類型が存在するとなると、異なった寺田獲得の契機を想定しなければならない。このことは、寺田の起源や寺院創建に先立つ額田部氏の私的領有のあり方を探る上で重要と考えられるが、ここではひとまず、これまで一括して寺田とされてきたものにも幾つかの類型があり、輸不の問題とも関わり様々な獲得の契機が考えられることを確認しておきたい。寺田の一括性、一円性は本図からうかがえるが、この様相がどの時期まで溯るかは不明であろう。

畠 畠は令の規定にない地目であるが、園地、陸田などのような利用に供したと推定される。園地は令に規定された永代所有の班給地であり、桑漆を植えた。陸田は令の規定にはない地目で、養老7年（723）格により陸田制を定めた。麦、粟等の雑穀を栽培し地子輸納が義務付けられていた。本図の場合も畠の面積は3町7段あまりと広い。伊藤寿和氏は奈良時代の畠に関する法令を検討し、律令国家が畠作を重視していたこと、額田寺の場合麦、粟、蕎麦などを栽培していたとし、畠作の救荒的性格に注目する〔伊藤 1992〕。また、奈良、平安期の和歌山における土地利用について、田の比率が低く、畠、荒廢田等が相当多かつたとする指摘にも通じる〔金田 1987〕。

岡 岡も令に規定のない地目であるが、「山川藪沢」の一部とみてよいであろう。①地下資源（銅・鉄）の採取、②芝草をとること、③樵蘇、④狩獵、放牧、漁労、⑤灌漑水源の用水権、⑥その他、などの権益がある〔弥永 1980〕。①の地下資源の採取と禁野としての利用は国家が例外的に独占したが、他は無主の地という曖昧な状態に置かれたために占有が進み、原則とは別に早くから排他的領有が進んだとされ、慶雲3年（706）、和銅4年（711）には王公諸臣、親王以下及豪強之家が

山沢、山野を独占するとして禁令が出され、また、8世紀末～9世紀初頭には還公措置がとられている。8世紀には私家、寺院による山野の占有が進んでいたとみてよいであろう。本図の岡は額田寺背後の丘陵地全体を占め、その面積は約19町歩に及び、寺領の中でも最も広い面積を占めている。山林の領有は、①墓山、寺山、神山などの宗教的聖地の確保、②杣、牧、御厨などの特定の経済的目的の達成、などを背景に進むことを西山良平氏は指摘する〔西山 1987〕。本図の場合も①に関わるような墓が多数描かれ、内一基には「額田マ宿祢先祖」の記入があり、まさに墓山としての領有が進んだことをうかがわせる。ただし、岡全体には叢、灌木が描かれ、2次林をも伐採した後の土地利用の状況とも考えられる様子が描かれており、②の側面をも兼ねつつ私的領有が進んだものとみておきたい。また西山氏は土地占有の表示方法について、標結い、標立てなどを経て榜示に発展することを指摘されている〔西山 1987〕。本図には寺領としての岡の榜示をなすために石柱が3ヶ所に描かれており、まさに山林の私的占有と榜示が発達していたことを示している。なお、額田部丘陵はさらに東側に広がっており、寺が占有する岡はその西半分である。東半部についてはおそらく公地や公野として、あるいは無主地として公私共利の原則で利用されていたのであろう。

原・林 原は令に規定のない地目である。本図では佐保川の右岸自然堤防帯に集中する。すべて「楊原」である。自然の植生ではなく人工的に植林されたものであろう。仏具、仏像の用材、堤防補強に利用された〔伊藤 1992〕。林は岡とも関連するが令に規定のない地目で、人工を加えた宅や墓地周辺の土地をさす。本図では「栗林」が佐保川右岸の10条3里17・18・33・34坪に集中する。栗林は法隆寺、西大寺、興福寺なども領有していたことが知られている。備荒食、仏供菓、建築材としての有用性があるとされる〔伊藤 1992〕。10条3里34坪の「橡林」も寺の所有地と考えられる。栗と同じく備荒食である。また、寺院西側の10条4里14坪に「寺林」があるが何を植えていたか不明である。

以上のように額田寺の寺領は、田、畠、岡、林、原などの多様な地種から成り立ち、その面積も約30町に及んでいた。当時の氏寺における土地利用の多様性、寺院所領の多様なあり方を知ることができる。8世紀後半における額田寺の経済的基盤の根幹は、こうした土地に求められるのであり、寺院の維持管理や寺家の生活には不可欠のものであった。こうした寺領は、額田寺創建以後に暫時獲得、再編成されていった結果蓄積されたものであろうが、そのプロセスを解明することは、さらに遡る時期の額田部氏の私的大土地所有の実態究明につながるとする指摘もある〔石上 1996b〕。ところで、これまで、寺院所領の中で不輸租の寺田が寺院経済上の中核的位置を占めるものとして認識されてきたが、額田寺の場合、この寺田は1町2段あまりでそれほど多くはない。また、輪租田としての寺田を足しても4町5段あまりであり、所領全体の15%にすぎない。これまで畠や山川藪沢の一部としての岡、林、原などはあまり注目されてこなかったが、こうした土地利用も寺田と同様に多大の利益をもたらすものであり、寺院経済上重要な地目となり得るのではなかろうか。伊藤氏はこうした土地利用について山村的な土地利用を含めた田畠複合経営を指摘する〔伊藤 1992〕。もとより、こうした所領構成がすべての氏寺で成り立つわけではないが、寺田以外の所領の経済的效果について考える必要があると思われる。所領の60%を占める岡についても、単なる宗教的聖地ではなく、大きな実利を伴う経済的效果があったはずであろう。額田部氏の職掌に関り馬牧を想定する見解もある〔伊藤 1992〕。

いずれにせよ、ここでは8世紀後半の額田寺は多様な地種からなる広大な寺領を有していたことを確認しておきたい。同時にこの寺院所領の問題に考古学の立場からのアプローチが可能かどうか考える必要がある、ということである。水田の調査方法は確立されており、寺院周辺の低地を調査すれば寺院に関ると推定される水田跡の検出は可能であろう。水田一筆の形状、面積、土壌の性質、水利関係、帰属時期（造田、耕田、廃田）などの定量的データを得ることはできるが、たとえば出土遺物や検出遺構から直接的に寺田か口分田かの判別をすることは困難であろう。また、仮に寺田であることが判明したとしても、その耕営の実態について、佃作であるのか寺家の直接耕作であるかを証明することもきわめて困難であろう。また、畠・岡・林・原などの畠作的、山村的土地利用についてはさらに困難である。ただ、田畠などの生産遺跡といえども水路、池、井戸などの諸施設を伴う場合も多く、こうした遺構から出土する文字資料によって考古学的に立証することができる場合もあろう。額田寺の場合のように絵図等の史料によってその所在が明確な場合はよいが、その所在を示す史料がほとんどない氏寺の場合は調査計画の立案等の段階でも困難が予想される。ともあれ、耕営の実態のような経済構造に関する諸点の解明には至らないにせよ、水田、畠といったいわば経済的外観の検出に取り組むべき段階にきていると思われる。

(b) 古墳

図には多くの「墓」が描かれている。これらは古墳を表わしたものであり、在地勢力である額田部氏の5～7世紀の動向をめぐる問題、平群郡条里の比定上の定点などとして検討されてきた。いずれにせよ「墓」の標記や明確な図像を伴うものであり、図から当該地の景観を復原するには重要な検討課題である。かつて触れたことがあるので〔服部 1992, 1994 b〕詳細は省き、現在論点となっている点を中心に再論したい。個々の古墳の詳細については資料編を参照されたい。

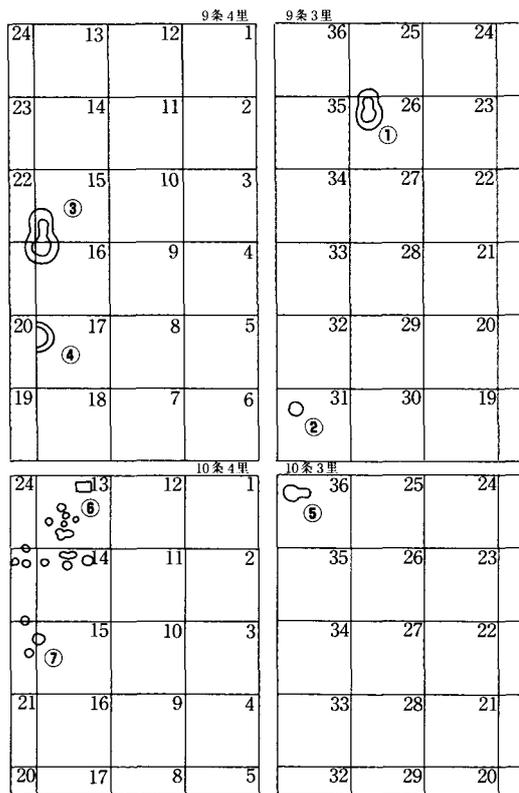


図3 図に描かれた古墳

古墳は大きく分けて7ヶ所に描かれている〔表2, 図3・4〕。現在知られる古墳との対応関係もほぼ正確に知れるが、二、三の問題を残している。

①は船墓古墳に比定される。現在、墳丘の大半は破壊されているが、後円部の一部が残る。約20mにわたり円弧を描く墳丘裾部が明瞭に確認される。前方部の様相はまったく不明である。図では前方部の方が大きい瓢箪形に描く。全長60mほどに描くが、後円部の復原径から推してもこれぐらいの全長は求めうる。

②は船墓古墳に比定される。現在、墳丘の大半は破壊されているが、後円部の一部が残る。約20mにわたり円弧を描く墳丘裾部が明瞭に確認される。前方部の様相はまったく不明である。図では前方部の方が大きい瓢箪形に描く。全長60mほどに描くが、後円部の復原径から推してもこれぐらいの全長は求めうる。

③は狐塚古墳を表現したもの。墳丘の描き方は①と同じで、前方部の方を大きく描く。

周濠が狭小な「寺田」として利用されている。

④は半円形に描く。周濠が「荒田」として利用される。原本調査の結果では西側の20坪の部分に描かれた痕跡は確認されず、坪界線で裁断された形となる。かつて狐塚古墳の南約100mの小字「小山」が残る地点に比定したが、金田氏が指摘されたように狐塚古墳南西約150mの地点に残る砲弾形地割の部分に比定する。小字「黒土」, 「石橋」が残る。石橋古墳と仮称する。古墳の削平痕跡と考えられるのは南北約60m, 東西約75mの範囲。小字「黒土」は周濠部分に相当するか。残存地割りの形状と規模からみると、周濠をふくめた全長約75mほどの東面する前方後円墳となる。図は古墳の前方部を描いていると考えられる。③と④は図上では南北の坪界線上に描かれるが、現地では石橋古墳の北東に狐塚古墳が位置する関係にある。



図4 額田部地域の古墳分布図

⑤は前方部を西に向ける前方後円墳の推古神社古墳に比定される。測量調査の結果、全長約41m, 後円部径約26m, 前方部幅約23mの規模を測る。周濠を伴っていた可能性がある。図では全長30mほどに小さく、一重の鍵穴形に描画される。前方部を後円部より大きく描き、①の船墓古墳, ③の狐塚古墳と基本的に同じ描き方である。「墓」の記載がないのは、先述のように園池に伴う築山として利用されていたからではなかろうか [服部 1994 a]。この一画は36坪の「寺院五段百十歩」の面積に含まれていると考えたい。

⑥は、円形9, 方形1, 不整形2を描く。来迎墓ノ間古墳群に比定される。この群集墳は浅い谷状の地形を挟んで東支群（大和郡山市域）と西支群（安堵町域）に分けられる。東支群では、前方後円墳1基, 方墳1基, 円墳7基が確認されていた。西支群は径10～15mの円墳5基が現存する [泉 1993]。図は東支群を描くものである。基数が異なるが、8世紀以降今日に至るまでに削平されたのであろう。本来の構成数はいまま少し多かっただと考える必要がある。不整形なもの、ある程度崩れ連接するよう見える墳丘を描いたものか。「墓」の記載は14坪の右隅部に近いところにある。金田氏は13坪の方形の表現を1号墳に比定し、その位置関係からこの古墳群周辺に東偏する条里プランを想定されている [金田 1993 b]。前方後円墳である船墓, 狐塚古墳の前方部を丸く描くように、本図の場合、古墳は曲線指向で描く傾向がある。13坪の長方形は建物か屋敷地を描いている可能性もある [服部 1994 b]。ただし、1号墳と13坪の長方形の表現が対応しなくても13坪での発掘調査の成果や当該地の遺存地割の検討 [服部 1994 b] から金田氏の指摘は依然として有効である。一般

表2 古墳の表現と現地比定

番号	図上での表現方法	表現される坪並	記載内容	比定古墳	概要	備考
1	平面 二重瓢箪形 丹+白緑	9-3-25・26	「船墓」 「額田マ宿禰先祖」	船墓古墳	前方後円墳 円筒埴輪、須恵器 6世紀前半	半壊 丘陵稜線上に立地 周濠はない 墳丘のみを二重に表現
2	平面 一重円形 丹+白緑	9-3-31	「墓」	鎌倉山古墳	円墳 6世紀後半～7世紀前半	消滅 横穴式石室 出土遺物等不詳
3	平面 二重瓢箪形 丹+白緑	9-4-15・16 21・22	「□墓」 「寺□□八十歩」 「寺田百歩」	狐塚古墳	前方後円墳、全長50m 円筒・形象埴輪、鏡、挂 甲、大刀ほか 6世紀初頭	半壊 墳丘と周濠をあわせて 二重に表現 墳丘は白緑、周濠は彩色なし 周濠を田として利用
4	平面 二重半円形 丹+白緑	9-4-17	「墓」 「荒田」	石橋古墳	前方後円墳	全壊 前方部のみを半円形に描 く墳丘は白緑、周濠は彩色なし 周濠を田として利用
5	平面 一重鍵穴形 丹+白緑	10-3-36	無し	推古神社古墳	前方後円墳、全長40m 円筒埴輪	「墓」の記載なし
6	平面 一重円形ほか 丹	10-4-13・14 23・24	「墓」	来迎墓ノ間古墳群 (東支群)	前方後円墳・円墳・方墳	「田」の中に立地 長方形の表現は古墳か 不整形な墳丘 「墓」の記載は少し離れたところ
7	平面 一重円形 丹	10-4-15・22 23	無し	不明		「墓」の記載なし 「古堤」上に立地

に古墳は丘陵地や微高地上に築造されることが多いが、本図では田の中に描かれている。⑦の「古堤」上の円墳3基は現地不明である。不安定な河川の自然堤防上に古墳を築造する例はなく、おそらく「古堤」は派生する額田部丘陵の末端部と考えられる。

図に描かれた古墳は以上であるが、他に問題となるのは西嶋古墳である。径約32mの円墳であり、図の右辺、9条3里15・16・21・22坪の交点辺りに比定されるが図には表現されていない。21・22坪は「寺岡」の末端部であり面積の記載があるが、それより東側は寺領外となる。図の文字標記は寺領外の記載について図の左上隅、右下隅の複数の坪に顕著なように省略される傾向があり、そのために表現されなかったと推定される。いま1基、小手池の西側に径約24mの古墳状の高まりがあった。図では9条4里12坪に当たる。池ノ尻古墳と仮称しているが古墳であった確証は得ていない。古墳であったとしても西嶋古墳と同様の理由で描かれなかったことが考えられよう。なお、現存する図の範囲外に存在するが4里の範囲を描いたとされる原図の範囲に入る古墳は、松山古墳、堀ノ内古墳、南方古墳、来迎墓ノ間古墳群西支群である。先の西嶋古墳、池ノ尻古墳の場合同様に、寺領外に存在することになるので、その存在自体は正しく認識されていても描かれなかった可能性も考えられる。

このように本図に描き込まれた「墓」は8世紀後半には現存しており、それらを正しく「墓」(古墳)と認識した上で記載しているのである。ただし、図の描画範囲には入っているが描かれていない古墳も存在している。これらは図の作成目的に添った情報操作の中で振り落とされた可能性がある。本図が作製されるまでのとりわけ7～8世紀前半ごろに削平を受けた古墳がまったくなかったのかどうかも問題である。いずれにせよ、額田部という狭小な地域的世界において、古墳築造か

ら寺院建立が額田部氏という一定の地域勢力のもとで行われ、強固な氏族共同体的意識があったことをうかがわせる。「額田マ宿禰先祖」の記載はまさにこうした氏族的な祖先祭祀を示しているのである。

さて、額田部は旧平群郡に属するので、斑鳩、平群地域を含めた盆地北西部の中で考える必要があるが詳細については言及しない。額田部地域は6期の松山古墳に始まり、11期以降の鎌倉山古墳に至るまで比較的間断なく古墳が築造される。築造時期が確定できないものも数基あり、今後さらに検討を加えねばならない。松山古墳は径52mの大形の円墳であるが、3～6期にかけて大和全体で同規模の円墳は約16基を数えるので、特に際立った存在ではない。また、10期の狐塚古墳も墳丘全長50mの前方後円墳であり、前園分類の単独墳B類に相当し〔前園 1979〕、後期前方後円墳の中では中規模のものである〔服部 1994c〕。

額田部の古墳を考える場合は従来から斑鳩、平群地域と一体的に把握されることが多かった。それは額田部の地域が令制の平群郡に属していたからであるが、さらに東方の山辺郡の一部を含み込む地域を重視したいと考える。注目されるのは額田部の東方約2.5kmに所在する星塚古墳群である。星塚1号墳は、墳丘全長約36m、後円部径約26mの前方後円墳である。前方部が狭短な墳丘を呈し、幅7～9mの周濠を付設する。周濠を含めると全長約48mとなる。周濠内から木製品、石製品、埴輪、土器類が出土している。周濠内から出土した凝灰岩片から、主体部は横穴式石室が推定されている。築造時期はTK10型式期である。2号墳は、従来「星塚古墳」として知られていたもので、墳丘全長約40m、後円部径約31mを測り、1号墳と同じような墳丘形態を呈し、規模もほぼ同じである。ただ、2号墳には幅約4mの中堤を挟んで内濠、外濠の二重の周濠が伴い、外濠を含めると、全長56mほどになる。周濠内から埴輪、木製品、土器が出土している。2号墳は昭和27年に石室内が調査されている。横穴式石室は両袖式で、玄室は長約4.7m、幅約2.3m、羨道は長さ2.3m、幅1.3mを測る。石室内には主軸に並行して長3.4m、幅0.75mの凝灰岩製組合式石棺の底石が検出されている。出土遺物は豊富で金製垂下式耳飾、金銅製馬具などが出土している〔小島 1955〕。出土須恵器が再検討され、6世紀前半に築造されたものと考えられている。松塚古墳は6世紀前半の埴輪が出土しているのみで墳丘規模等は不明である。荒蒔墓地の石棺は凝灰岩製で、組合式石棺の蓋石の一部で、縄掛突起を5個造り出している。周辺古墳からの出土と考えられている。荒蒔古墳は星塚の南東約300mの地点で検出された前方後円墳で、全長約30m、後円部径約20m、前方部幅約13mを測り、星塚1・2号墳と同様の馬蹄形周濠を伴う。濠を含めると全長54mほどになる。周濠内から豊富な形象埴輪（馬形・大刀形・盾形）が出土し、6世紀前半～中頃の築造と考えられている〔泉ほか 1992〕。これら星塚古墳群と荒蒔古墳は6世紀前半～中頃にかけて相次いで築造され、馬蹄形周濠を伴う小～中規模の前方後円墳を主要な構成墳としている。星塚2号墳のように二重の周濠を伴うものもあり、改めて注目しなければならない。

『日本書紀』仁賢6年是歳条の「是歳、日鷹吉士、高麗より還りて、工匠須流枳・奴流枳等を献る。今大倭國の山邊郡の額田邑の熟皮高麗は、是其の後なり。」の記事に関連し、前沢和之氏は額田邑に渡来系の造皮工匠集団が居住していたことを指摘する。「熟皮」は馬皮の鞣しに関わる語であり、「熟皮高麗」は「馬皮の油鞣し処理を専らとする高麗系の渡来工匠集団」であると結論している〔前沢 1976〕。山辺郡額田邑の位置については、前沢氏は従来の額田部丘陵を中心として、佐保川と初瀬川

の合流地点辺りに比定した。また、従来から額田部の地域は一時山辺郡に含まれていたとするやや苦しい解釈に依ってきた。ここでは、山辺郡額田邑を星塚古墳群の所在地一帯に比定したい。天理市二階堂町、下ツ道沿いの山辺郡8条1里1・12・13坪に小字「コマ」が遺存する点も傍証となろう〔前沢 1976〕。

ここで改めて注目したいのは、星塚2号墳から出土した金銀象嵌亀甲繫鳳凰文円頭把頭である。また、島根県岡田山1号墳から出土した額田部臣銘大刀も同じ型式の把頭である点である〔橋本 1993〕。星塚2号墳と「額田邑」、岡田山1号墳と「額田マ臣」銘文が同じ型式の把頭を通じて接点を持ちうるのではないかと考える。星塚1・2号墳、荒蒔古墳の墳形が馬蹄形の周濠を伴う前方部の狭短な前方後円墳で、いずれも6世紀前半から中頃に相次いで築造されており、小～中形の前方後円墳のみで構成されている点は屯倉地帯の古墳群として指摘される三宅古墳群や珠城山古墳群と類似している。詳細はゆずるが、額田部の地域を考えるにはこの星塚古墳群は重要であり、邑の性格、渡来系工人集団の問題、ミヤケの問題、そして出雲国と大和の関係などに関ってくる。

(c) 条里

本図には条里方格線を基準に図像、文字が配置されており、方格線をどのように現地形に投影するか、いわゆる条里の比定問題は8世紀の耕地開発の状況、班田制に伴う土地の計測や地積の算出などの行政的実務の実際、額田部地域の開発史を究明する上で重要であり、同時に図の作成方法の実際を確認する作業でもある。本図からうかがえる条里をめぐる問題については、従来、福山敏男をはじめとして主として建築史家が言及してきたが、それらは条里制と伽藍配置、寺院占地の相互の関連について概観するにとどまり、詳しい現地比定はなされなかった。一方、歴史地理学の分野では、早く米倉二郎氏が現地比定を行い、条里地割の施工に関する問題を論じている〔米倉 1957〕。『大和国条里復原図』で現地比定がなされているように〔奈良県立橿原考古学研究所編 1980〕、現存する図は平群郡9条3里、10条3里の西半分、9条4里、10条4里の東半分を描いていることは確実であり、その比定位置は大きくずれることはない。しかし、復原図で示された範囲の条里方格と図の条里方格はストレートには対応せず様々な矛盾を露呈させる。荘園図研究における条里比定に関する初期の方法では図の連続する方格線をストレートに現地に対応させていたが、この方法ではすべてを整合的に理解できないでいた。額田寺図に関しても長らくこうした比定作業を越えるものは提起されてこなかった。

かつて言及したように図の方格線表現は基図となった校班田図の書式をそのまま反映しており、基本的には田図の書式の問題であり、実態とは異なるものである〔服部 1994 b〕。里間の一定の隙間について道路、水路敷とする見方もあったが、今日では畿内（山城・大和）を中心に定められた田図の書式の一端を引き写していることが明らかにされたように〔金田 1993 a〕、表現された方格線は直接的に実態としての景観には対応しないものである。かつて図に描かれた様々な地物、事象の中から古墳（「墓」）を選定し条里比定上の定点として利用し条里の問題を検討したが単純な現地比定の方法を採ったために整合性を持たすことができなかった〔服部 1992〕。石上、井上両氏はこの点を整合的に理解できるように現存する表層条里の界線のずれを視野に入れる中で比定案を提示した〔石上 1993、井上 1994〕。額田部丘陵を挟んで平群郡条里の東西界線は南北に数十メートルずれていることは表層地割の計測調査からもよく知られていたが〔木全 1987〕、この点を問題視した比定方法

である。石上案の要点は図に描かれた東西坪界線には、a：(額田部丘陵の)東から延伸する坪界線に合致するもの、b：西から延伸する坪界線に合致するもの、c：a・bとは異なるもの、の3種の線分を見出したことにある。石上案と同様の視点に立つのが井上氏の比定案であろう。まず図の10条域(南半部)は東南方の条里地割の延伸線上で理解できるとした上で、図の9条域(北半部)について、丘陵西方の条里地割を東へ延伸し、小玉池、船墓古墳、狐塚古墳の位置が、図に表現された「寺小手池」、「船墓」、「墓」の位置に合致することを確認し、図の作成の基準となった線分に石上氏が指摘したa・bの二種の線分があることを追認し、「施工位置の微妙な齟齬があるという状況をそのまま反映して図が作られている」とし、「天平宝字の頃(8世紀後半期)に額田部丘陵の周辺に条里地割が実体として存在していた」と理解された[井上 1994]。井上氏は条里地割比定上の定点として上述の3点を上げられているが、たとえば古墳であれば9条3里3坪の「墓」(鎌倉山古墳)や9条4里17坪の半裁された「墓」(石橋古墳)も定点として使用するべきである。この地域における条里の東西界線のずれの問題については、かつて千田稔氏が路東条里と路西条里の一町齟齬の問題に関り、北横大路の敷設状況の特殊性にその原因を求めたが[千田 1979]、北横大路の存在は確認されておらず、また、ずれも平群郡全体に広範に認められることを指摘した[服部 1994 b]。したがって、東西界線のずれが本図に反映しているとするならば、10条域には反映していない理由、あるいは、9条域と10条域で田図作成の基準となった条里界線が異なる理由を説明する必要がある。

一方、金田氏は部分的な比定ではあるが、現地の微地形を考慮しながら、来迎墓ノ間古墳群東支群を定点とした検討を行い、偏向する地割りを正方位の条里の中に封入するという点を指摘された[金田 1993 b]。また、周辺地の発掘調査の成果や現存する水田畦畔の方位を再検討し、偏向する地割りが当該部分に広がっていたことも確認されている[服部 1994 b]。さらに、山口英男氏は金田氏の考えを受けてより詳細な比定を行われ、10条4里部分でみられるような特異な現地の把握方法が、9条3里22～27坪辺、9条4里15～17・20～22坪辺でも認められることを指摘されている[山口 1996]。

以上のように図の条里方格線を現地形に投影する条里の比定作業において、いずれも表現としての地割と現実に存在した地割は異なるものであるという立場に立ち、描かれた地物、事象の中で幾つかの定点を設定し、それらを基に現実の地割りを復原する作業を行う点では同様の方法であるが、既往の研究は大きく分けて①石上-井上の見解、②金田-山口の方法に二分することができる。①は現存する表層遺存地割のずれの問題を重視した直線指向の比定、②は図の定点、定線情報を重視した比定方法、とすることができる。

条里方格線を現地比定する場合、先験的に方格地割の存在を前提とすることが多かった。しかし、方格線は原図となった田図の書式であり、その書式に従って現実に存在した景観を処理しているに過ぎないのである。現実に存在した地割はまったく別のものであり、連続する方格地割や径溝などは存在しなかったという精算的な前提に立つほうが現地比定作業が行いやすいのではないか。書式としての方格図が眼前に示された場合、現実の景観を方格図の中に埋め込む作業を行うが、その際現地にそれぞれの坪に対応させる定線や定点を見出しそれにそって景観を処理する。田図の作成作業とはかかるものではなかったかと思料される。山口氏はこうした作業の実際を考慮し、方格図の書式の中に取り込むための指標として、条里坪の界線と合致する表現、併行(ないしは直交)

する表現に注目し、条里プランの比定を行っている。その指標とは、道Cの表現、道Bの門、伽藍中軸線、瓦屋、板屋など区画C内の条里余剰帯の上に乗る表現、南院内の2棟の東西棟建物、10条4里13・24坪の3本の樹木、などの表現であり、さらに従来からも利用された古墳や池、川、周辺遺存地割なども基準として利用した。金田氏が提示する視点の延長上での考え方であるが現時点では描かれた景観と現景観の矛盾が少なく、最も整合的な比定案となっている。また、このように比定すると先に井上氏が問題にした三つの定点の位置関係が、条里東西界線のずれの問題を持ち出さなくとも矛盾なく説明できるのである。また、山口氏はこの種の指標が額田寺の周辺に集中することを指摘するが、このことは伽藍中軸線が多少北で東に振れていたとの指摘にもつながる〔服部 1994 b〕。

このように、方格線に合致する、あるいは併行（直交）する表現を、従来とはまったく逆に、現実には正方位をとっていないものとみなしている点は新しい視点として重要である。こうした比定からは、額田部丘陵周辺には広範囲に及ぶ条里地割が施工されていたという状況は見出しがたいのである。一町方格の整然とした地割などは施工されておらず、基本微地形にそった土地利用が、開析谷の開口方向や地形の最大傾斜角などの様々な方向に展開し、耕地一筆の形状や面積も一定していない様相を示していると理解される。このことは、現在の丘陵西辺の錯雑とした耕地の形態や地割の様態が8世紀後半時点でも類似した状況で存在したのではないかと推定させる。尤もこれが丘陵地縁辺部に認められる特殊な状況であり、額田寺図自体がこの特殊な状態を写し取った例外的な荘園図であることも考慮しなければならないが、先にも述べたように、方格線表現は書式の問題であり、実体としての地割の形状や様態を正しく反映していないと考える立場をとりたい。およそ律令の土地制度やその法的規範の下で作成される田図等については、法制度史研究の影響も受けてか、かくも厳密、厳格、理論的、整合的であらねばならないとする前提があるようにもみうけられるが、律令の土地制度とはあくまで制度的な外観にすぎないのであり、現実に存在した土地の形態や地割の実態はいま少しルーズな側面を伴うものであったと考えておいたほうがよいのではないかと。そうした実態においても数詞を付したシステムチックな位置表示システムとしての条里呼称法は正常に機能しており、また、面積が1町となる満町坪も11坪（9条3里35坪、9条4里16・18坪、10条3里35・36坪、10条4里1・2・11・12・14坪）が認められる⁽⁶⁾。実態としての水田その他の土地が微地形に影響された不安定な方向性、形状を伴う様態を呈していても田図上は何らの支障なく整然とした表現として成立し、一定の権限を確定する証驗として公的に発効しているのであるから、条里呼称法の完成や満町坪の存在から規格的な耕地形態や一町方格の条里地割の存在を証明することはできないのである。ただし、条里地割がまったく施工されていなかったと言っているわけではない。その存在証明として額田寺図は適切ではないということである。金田氏が提唱する条里プランは当然成立していると考えられるが、ここでいう条里地割はあくまで実態としての地割をいう。ある特定の位置（場、区域）を田図に表現するには、その位置が何条何里何坪に属しているかを認識しなければならない。したがって、すでに設定された条里の基準線や計画線を測量し、当該地に延伸するなどの作業が必要であり、その点で条里地割の計画はその施工範囲を問わないまでも完成していたとみなければならない。

ところで、どれほどの水田が当時存在していたのであろうか。大和における8世紀の水田耕作面

積を推定させる史料に天平2年(730)の「大倭国正税帳」がある[林ほか 1985]。大和は全部で14郡であるが、そのうち平群、十市、城下、山辺、添上の5郡の郡部記載が完存する。平群郡の記載項目には輸租高の記載があり、公納輸租は297石5斗6升である。1町当たりの租量で除して平群郡の輸租田の面積を求めると、約198町3段になる[林 1985]。天平12年(740)の「浜名郡輸租帳」等を検討された宮本救氏によって奈良時代の各水田地目の占める割合が推定されているが[宮本 1998]、この数値を平群郡の場合にも適用させて推量すると、口分田、墾田等の輸租田が先の198町3段、寺田、神田等の不輸租田及び乗田を中心とする不輸租・輸地子田が約40町6段、合わせて238町9段が耕作の可能な水田面積となる。また、約59町7段の不堪佃田が算出されるので、全水田面積は約298町6段、大略300町となる。なお、この数値は墾田が増加する永年私財法以前の推定値である。平群郡全体の条里は南北5条、東西15里に及び約55里の広さを占めるが、そのうち丘陵地などの耕作不可能な部分を除くと耕地としての適地は約41里分である。つまり41里(1476町)の約5分の1が開田されている状況が推定されるのである。もちろんこの中には一町方格の径溝に規制された水田、あるいは、条里地割を伴わない水田も存在したことであろう。かなり大まかな推定であるが、この値をどう評価するかは見解の分かれるところであろうが、相応の開田面積があると考えられる。

③……………寺院景観の考古学的検討

寺院景観論の視点

古代寺院の外的構造として分類される聖地と俗地という空間に関わり、寺院の性格を規定する様相について上原真人氏は次のように述べる[上原 1986]。「古代寺院に限らず、あらゆる宗教施設は、近接するか一定の距離を隔てた俗地や別の聖地の存在によって、その性格が規定される。また、宗教施設が逆にそれらの性格を規定することもある。古代寺院に関して言うと、宮都、国衙・郡衙などの官衙、氏族居住域、皇族・豪族の宮宅や居館、集落、主要交通路などの俗地との関係、あるいは他の寺院や神社、墳墓や葬地などの別の聖的・非俗的空間との関係が、その寺院の性格を相互的に規定している」。その結果現出するのが寺院をめぐる諸景観である。ここでは寺院景観と呼び習わしたい。これまで考古学の分野で寺院をめぐる景観と言えば、伽藍配置や基壇の構造など、主として伽藍地内の構造物の一部が取り上げられてきた。寺院景観とは寺本景観(伽藍地、院地)と寺辺景観(寺領、墳墓、居館など)を構成する様々な形態の景観単位から構成されるものであり、それらが寺院をめぐる景観を規定しているのである。額田寺伽藍並条里図にはこの寺院景観が端的に表現されており、寺院をめぐる景観を考える上で超一級の資料となっている。本図には伽藍地、院地、寺領(田畠、岡、林、原)、道、墳墓、河川、水路、池などが描かれ、俗的、聖的空間に存在する額田寺の様相を描き出している。前章ではこうした景観の内、寺領、古墳、条里について概観したものの、こうした景観のすべてを考古学的に検討するのは無理であり、比較的様相が判明しつつある寺院周辺の院地、集落について畿内の諸例を中心に検討を進めておきたい。この点についてはすでに大脇氏が本図をひとつのモデルとして幾つかの寺院の検討を行われ、寺院と経営氏族居宅の位置関係について類型化が行われているので参照されたい[大脇 1997]。

表3 院の建物構成と配置

区画名	院名	建物構成	備 考
区画C		屋4 倉5	「倉」5棟は左右対称の配置 「瓦屋」・「板屋」は倉を挟んで並行配置 「板屋」西側柱列と「竈屋」西側柱列が南北に揃う直交配置
区画D	東大衆	屋4 倉2	「務屋」西側柱列と「□屋」東側柱列が南北に揃う直交配置 「酒屋」西側柱列と「竈屋」東側柱列が南北に揃う直交配置
区画E		無し	
区画F	南院	屋5 倉1	建物38・39は並行配置、曲屋1棟を含む 建物42を倉と推定
区画G		屋1	
区画H		無し	

長方形建物を屋（側柱建物）、正方形建物を倉（総柱建物）とみなす。
屋と倉の配置関係は省略する。

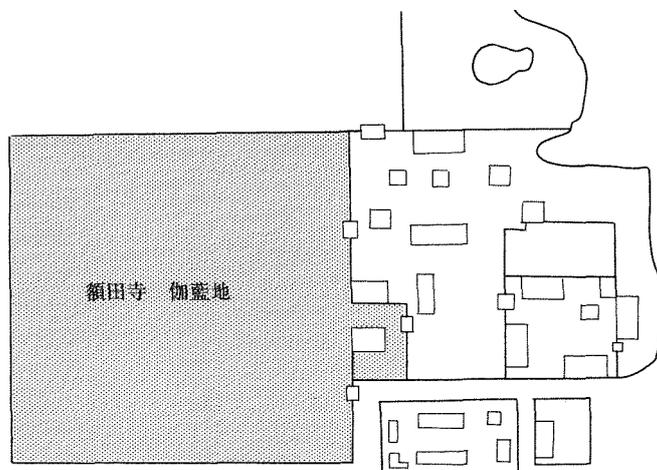


図5 額田寺の伽藍地と院地 (S=1/3,200)

まず額田寺の院地について再度纏めておきたい（表3、図5）。

8世紀後半の院地は、伽藍地に東接する六つの院から構成され、内、二つの院が道を隔てて存在する。各院は築垣（塀）で囲まれ空間的には独立するが、機能的には未分化な状況が推定される。院地全体は、表現上南北約140m、東西約120mの広さとなり、伽藍地とほぼ同規模に描かれる。各院の建物構成と配置は表3の通りである。屋については並行ないしは直交する配置が著しい。また、倉との関係についても柱筋を揃えるものも多い。区画Cの倉の配置に顕著なように全体として比較的計画的な配置形態をとっている。

畿内の諸例

畿内の諸例から額田寺のように伽藍地に接して掘立柱建物が検出され、経営氏族の居宅や集落、

院地の一部と考えられている遺跡には次のようなものがある。(和泉)池田寺—池田寺遺跡, 海会寺, 信太寺, 秦廃寺 [森屋 1997], (河内)野中寺—野々上遺跡, 新堂廃寺, 鳥坂寺—高井田遺跡, 船橋廃寺—船橋遺跡 [財団法人枚方市文化財研究調査会編 1996], 葛井寺—葛井寺遺跡 [上田 1997], (摂津)金心寺址廃寺—芳ノ塚遺跡 [三田市教育委員会 1994], 芥川廃寺—郡家川西遺跡, (山城)北野廃寺, 広隆寺, 大宅廃寺 [網 1997], 平川廃寺, 久世廃寺などである。このうち, 比較的全体像が知れるものについて検討する。

池田寺 (和泉市池田下町, 図6・7)

榎尾川右岸の河岸段丘上に立地し, 伽藍配置は不明, 伽藍地は方1町と推定されている。7世紀の池田寺Ⅰ式軒丸瓦を創建瓦とし, 8世紀には池田寺Ⅱ式が使用される。旧和泉郡池田郷に位置し, 池田首が建立氏族として推定されている。7世紀中葉に建立され9世紀前半に衰微するようである。伽藍地内北側の一部, 及び伽藍地外北側の低位段丘, 中位段丘面で大規模な調査が実施され, 7世紀初頭から9世紀前葉, 14世紀の掘立柱建物群が81棟, 瓦窯, 大溝などが検出されている。中世の大溝は推定伽藍地の北限の位置を踏襲すると考えられている。「池田」, 「池田堂」のヘラ描きのある創建期の平瓦が出土している。この伽藍地北側の掘立柱建物群を中心とする遺構の変遷については広瀬和雄氏の論考に詳しい [広瀬 1980・1986・1989]。

第1期(7世紀初頭)～第3期(7世紀中葉)は池田寺建立前の時期で, 低位段丘面に複数のグループから構成される建物群が展開する。第4期は寺院造営が開始された頃で, 伽藍地の北限溝, 掘立柱建物3棟が検出されている。1～3期と異なり, 建物の主軸は寺院主軸とほぼ同じ方向となる。第5期以後はさらに約130mほど北側の中位段丘に掘立柱建物群が多数展開する。第5・6期は大溝の東側に展開し, 第7～11期は大溝が機能を停止した時期で複数のグループから構成されるが, 10・11期には一つのグループとなる。第11A期(9世紀)には伽藍地の北側に隣接する位置で大規模な建物が出現する。SB202は身舎2間×5間に南北両庇を付し, 床面積は157m², その東側に西庇を伴う床面積75m²のSB203が, さらに両建物の背後にSB204が建つ。第11B期には, SB202はその位置を踏襲し, 東庇の付設によって面積を176m²に増加させる。西側にSB201(推定85m²)を配し, 両建物の東・南側そしておそらく西側をも画するコ字形の区画溝が穿たれる。さらに両棟の背後にはSB205(56m²)と小形の倉SB206(12m²)を伴う。

この第11期にみられる大形建物を含む一群を建立氏族の居宅として位置づける根拠はおよそ次の5点であろう。①寺院に隣接して展開する。②基準尺度を使用し, 区画施設, 庇, 床束を伴う南面する大形の掘立柱建物を主屋とし, 数棟の建物を計画的に配した官衙風建物配置をなす。さらに

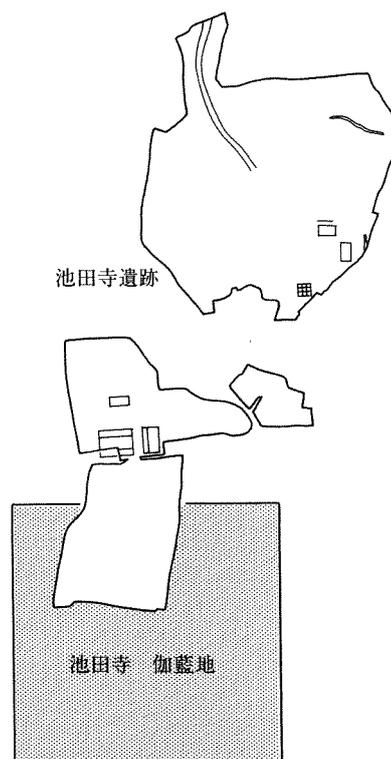


図6 池田寺と池田寺遺跡
(S=1/3,200 建物は第11期)

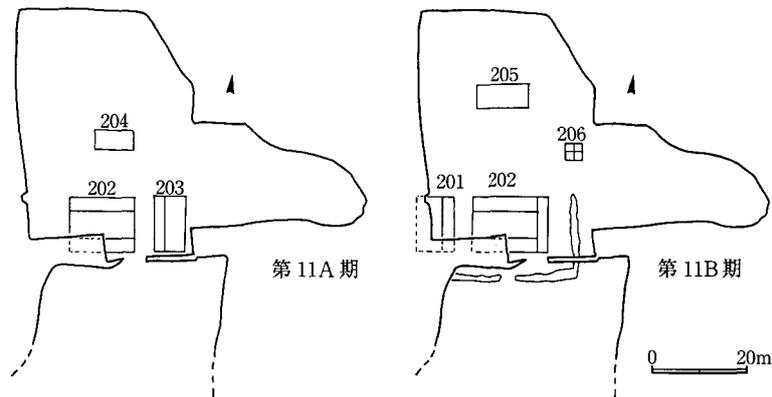


図7 池田寺遺跡第11期の大型建物 (S=1/1,600)

付帯根拠として、③寺院建立以前（7世紀初頭）から集落の形成が始まっている。④寺院が衰退する9世紀に期を一にして集落も⁽⁷⁾廃絶する。

①については額田寺図で詳しくみたように寺院に併設される院も寺院に隣接して展開するのであり、この要件自体は居宅としての傍証にはならない。額田寺の院地は伽藍地の東側に隣接して形成されているが、院地の形成はその寺院が立地する地形の制約の上に展開するのであり、位置関係は異なるものの、伽藍地、院地の一部である可能性を否定できない。

②官衙に類似していることから官衙風建物配置とされる。すなわち、SB202を「正殿」、SB201を「脇殿」、SB205を「後殿」を擬し、官衙正庁に類似した建物の配置形態を看取するが、官衙風建物配置は必ずしも居宅であることを証明しない。寺院の院を構成する建物の多くも官衙的、ないしは、官衙風配置をとっていることを考慮しなければならない。図8は西隆寺食堂院の例である。C期（奈良時代後期）にはSB490Aを中心に、左右にSB485・520を、その背後にSB495を、さらにコ字形の塀を伴うSB505を配する。西大寺資財帳の記載から復原される西大寺食堂院との類似から、SB490・495・505・485・520をそれぞれ「食堂」、「殿」、「大炊殿」、「東厨」、「西厨」に比定している〔山崎ほか 1993〕。続くD期（奈良時代末期～平安時代初頭）にはSB490が礎石建に変わり、他にもSB515・480の礎石建物も建てられ全体の構成が若干変化する。西隆寺の食堂院は四周の築地の心々で東西80.4m、南北111mを測る規模であり、建物自体も当然大形である。これらは、しかし、規模を問わなければ官衙的、官衙風ともいえる建物の配置形態である。官寺に付属する院の一例ではあるものの、氏寺の場合もこうした配置形態が適用されていることも考えねばならない。資財帳等から復原される官寺の院における建物配置を見れば、そのほとんどが企画的、計画的な配置であり、また、額田寺の場合も側柱列を揃える配置が多数描かれており、さらに、上総国分尼寺の政所院想定部分を構成する建物配置もコ字形の計画的配置をもっている〔須田 1995〕。したがって、企画的・計画的な配置、さらにはその形態が発展した官衙的、官衙風配置という特色は院を構成する建物の配置形態でもある。次に大形建物の問題を検討する。第11B期の中心的建物であるSB202の床面積は約176m²を測り、きわめて大規模であることは事実である。しかし、院を構成する主要な建物でこの程度の規模を有する建物は存在しないのであろうか。院地の中で大形となる建物としては、

中枢的施設である政所主屋，大衆院主屋があげられる。また，七堂を構成する食堂もあげられよう。氏寺の院に存在する建物の機能と規模が確定された例はほとんどなく比較検討資料が不足していることは否めないが，史料から幾つかの事例を知ることができる。

大衆院，政所院の諸施設の構成や主屋の規模については石村氏の詳細な研究がある〔石村 1987・1993〕。寺院によって名称は異なるが，大衆院の主屋である大衆屋・大衆院屋の規模について11ヶ寺12例を検討されている。その内大きさが明らかなのは5寺6例に限られる⁽⁸⁾。大安寺維那房は床面積189m²，法隆寺政屋203・107m²，東大寺屋45m²，近長谷寺大衆屋33m²，多度神宮寺29m²である。大安寺，法隆寺の場合でも200m²前後の面積であり，大衆院主屋は官寺にあってもそれほど大規模なものでないことが知れる。政所院の主屋は10例が知れる。大安寺244m²，四天王寺244m²・87m²，延暦寺70m²，広隆寺82m²，豊前弥勒寺175m²，西大寺81m²，筑前観世音寺71m²，東寺88m²，近長谷寺32m²である。西大寺は81m²と小規模であり，広隆寺とほぼ同じ規模である。大衆院主屋，政所院主屋については一定の傾向を明確に指摘することはできない。

大衆院は複数の建物から構成される例が多く，法隆寺の大衆院は10棟，大安寺は9棟から構成されている。政所院も同様に多様な建物から構成されるが，全体としてコ字形配置の形態をもつもの，あるいはそうした配置形態に復原されるものが比較的多い。上総国分尼寺の政所院推定地の建物配置も直列配置が組み合わさったコ字形を呈している。大衆院や政所院の建物配置では，正殿，脇殿，後殿に擬するような配置をとっていないようである。額田寺の場合も「務屋」，「□屋」，「竈屋」，「酒屋」は空間地を囲む変形したロ字形に配置され，官衙風の配置は採用されていない。以上のようにSB202について，大衆院主屋，政所院主屋に当てる可能性を考えたが積極的に肯定できない。

次に食堂の可能性について。氏寺の食堂についてはよくわかっていないが，南都官寺の食堂について，奈良時代には講堂の東方に位置する傾向があり，講堂と類似する平面規模をもつ，などの点が指摘されている〔鈴木ほか 1959〕。規模は約500～600m²台のもの（法隆寺，興福寺，薬師寺，西大寺），1000m²を超える巨大なもの（大安寺，東大寺）がある。食堂を含む食堂院については先の西隆寺例のように官衙風配置をとる場合が多い。そこで，SB202を食堂，SB201・205を厨，食殿，

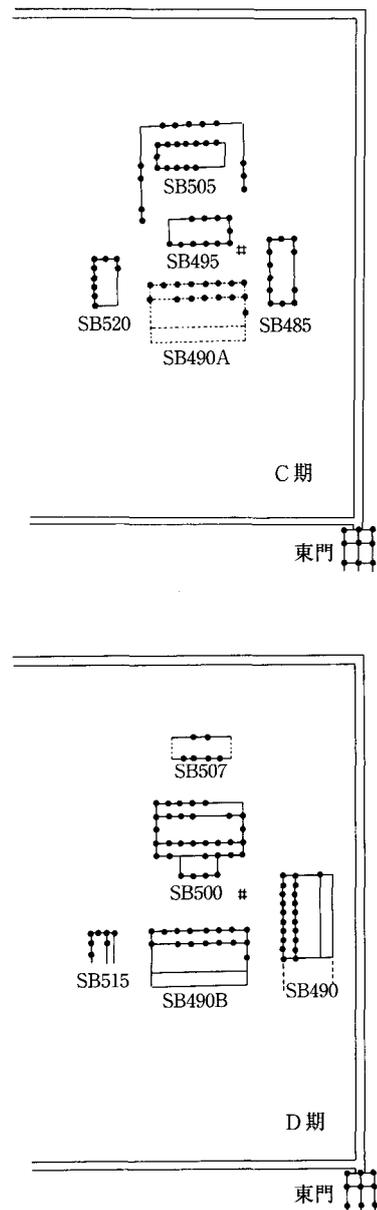


図8 西隆寺食堂院の建物構成 (S=1/1,600)

竈屋などの付属屋に当てる可能性はないのであろうか。伽藍地の北側に接する位置に4棟から構成され、その周辺に他の建物を展開させない様相は、寺院と関係の深い一定の空間を形造っていることを意味する。

一体、1期～11期にかけて低位・中位段丘面で検出された建物群は広瀬氏が分類されたように等質的、あるいは較差のある複数のグループから構成されており、建物規模も同時期の畿内では一般的なものが多く、これらは従来どおり集落としての分析が適切と思える。そうすると、SB202の一群はこうした集落との関係性を前提に集落の中から析出されたものとも考えることもできるが、寺院との関係性において寺院の伽藍配置や建物配置の変化の中で出現した一群としても捉えることもできる。そのことが、寺院との隣接性、存在形態の独立性、規模の隔絶性として現出しているのではないか。

以上のように、①首長居宅、②政所屋、大衆屋等の院地における中核的施設、③食堂などの可能性を検討したが、残念ながらその機能を限定しうる明確な証左は現時点では得られていないと判断したい。従来のように伽藍地の北側に展開する小規模な掘立柱建物群を集落の一部として位置付けることは正しいと考える。ただ、第11期の大型建物群を集落の変容過程の最終段階に析出された首長居宅とみる見解をまったく否定するものではないが、伽藍地、院地の一部を構成する建物群とみて分析を行う視点も重要であることを再確認しておきたい。付言するなら、池田寺の院地は、本来伽藍地の東側か西側に形成されているのではないかと推定される。

なお、広瀬氏も院の中核的建物である政所の可能性を考えられたが、①建物群が発展的形態で消滅する、②寺院が衰微する時期に出現する、③建物の区画溝から甕を多く含む日常土器が多量に出土している、などの点から否定的である〔広瀬 1980〕。しかし、②はともかく、①発展的形態から崩壊に至る発展史観を前提にする必要はなく、③日常雑器類は寺務を司る政所およびその付属舎でも使用されるものである、などの反論を用意できる。

海会寺（和泉市信達大苗代、図9・10）

東側を段丘崖、北・南側を開析谷、西側を人為的な溝状低地に取り囲まれた南北約350m、東西約180mの独立した中位段丘面上に立地する。伽藍地の規模は、南北約1.5町、東西約1町弱と推定されている。金堂、塔、講堂、南門、回廊などが検出され、金堂と塔を東西に併置しその背後に講堂を置く伽藍配置をとる。伽藍地を画する築地の様相や主要伽藍と回廊の取り付け方などの全体は一部不明である。古代の瓦は山田寺式、川原寺式に限られ、海会寺IA式は吉備池廃寺、木之本廃寺、四天王寺と同范であり、7世紀中葉の金堂の造営に始まり、主要堂宇は7世紀後半に完成したと考えられている。寺院の東側隣接地を中心に7世紀初頭から9世紀前葉までの掘立柱建物32棟が検出され、これらは11期に編年されている。寺院造営氏族の集落と分析され、とりわけ、第Ⅵ期（8世紀初頭）と第Ⅷ期（8世紀中葉）の大形掘立柱建物を中心とする一群を氏族の居宅として位置づけている〔広瀬ほか 1987, 岡田 1995〕。第Ⅵ期の建物配置は、南庇を伴う3間6間の東西棟建物SB201を中心に、SB221、SB202が企画的配置を採る。SB201の床面積は96.7m²、SB221は59.6m²と大きい。第Ⅷ期は、南庇を伴う3間6間の東西棟建物SB210を中心に南北両庇を伴うSB224・216・205・208が企画的に配置される。SB210の床面積は104.9m²、SB224は45.6m²を測る。

この第Ⅵ・Ⅷ期にみられる建物群を建立氏族の居宅として位置づける根拠は池田寺の場合とほぼ

同じであるが、①伽藍地の東側に展開し、②建物配置も異なり、規模も一回り小さく、③寺院造営期終了直後の8世紀初頭に出現している点などが池田寺の場合と異なっている。先の池田寺の場合と同様に他の機能をもった施設である可能性は考えられないのであろうか。

ここで注目されるのは、大形建物が認められる第Ⅵ期と第Ⅷ期の間に位置する第Ⅶ期（8世紀前葉）の様相である。第Ⅶ期には計6棟の掘立柱建物が認められ、報告書ではSB209・206・203から構成される中央グループ、SB212の西グループ、SB222の南グループの三つの単位から構成されているとするが、これらの建物は相互に計画性が認められるのではないかとすなわち、建物の主軸方向はN6°W

の振れを持つ点、SB209の西側柱列の南延長上にSB222の東側柱列があり、SB217の西側柱列のほぼ南延長上に伽藍地東限溝と推定されるSD04が存在する点などである。3群からなる集落とするよりも、寺院に関り計画的に配置され何らかの特定の機能を果たし得た一定の空間とみることはできないであろうか。この計画性は第Ⅵ期と第Ⅷ期の建物配置の計画性と無関係とは思えない。寺院との深い関係性の中で出現

したものであり、第Ⅵ～Ⅷ期は一連の空間内における内部構造の変化という視点で捉え直すことも可能である。しかし、第Ⅵ・Ⅷ期の大型建物については、池田寺例と同様の可能性を検討しても、その性格・機能を特定すべき明確な証左は得られないとするのが実状であろう。

一方、額田寺と同じように、伽藍地の東側に伽藍地とほぼ同規模の院地が形成される広さがあり、きわめて類似した様相が見られる点は重要である。また、大型建物の西側のトレンチで検出された幅3m、深さ1.5mの大溝SD01は、伽藍地中軸線とほぼ同じ方向をもつ。7世紀後半に掘削され、8世紀中頃～後半に埋没している。伽藍地東辺を限る溝の可能性も指摘されている⁽¹⁰⁾ [岡田 1995]。SD01は延長約27mにわたって検出されているが、その南端は大型建物の西側で途切れている。この点は、大型建物と伽藍地が一体の状態、つまり同じ空間に属していることをも示している。この点は額田寺の東側に張り出す食堂を含む伽藍地の一画の状況と類似している点を指摘しておきたい。海会寺の場合、主要伽藍の配置は解明されているが、僧房や食堂は未検出であり、また、院地を寺院西側の丘陵地に想定する見方もある。また、多くの未調査区があり、今後の調査の進展に委ねるべき点が多い。

この海会寺や池田寺遺跡にみられる大型建物群を広瀬氏は首長居宅B型と分類し、①主屋は南面する東西棟の大型建物であり、②全体として官衙風配置をとり、③建物群は区画施設を伴い、④基準尺度を使用し、⑤倉庫群を含まない、などの属性を指摘し、類例として、正道遺跡、花園遺跡、

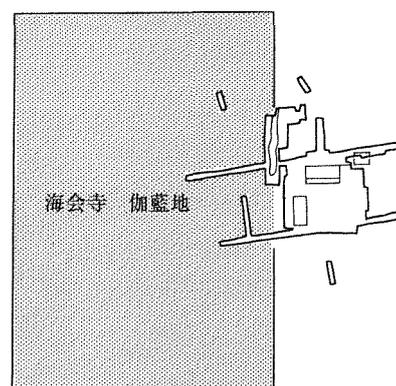


図9 海会寺の伽藍地と掘立柱建物群
(S=1/3,200 建物は第Ⅵ期)

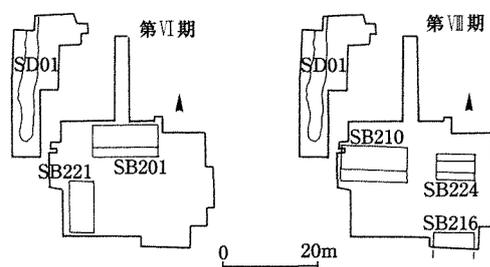


図10 海会寺第Ⅵ・Ⅶ期の大型建物
(S=1/1,600)

観音寺遺跡、北岡遺跡、長原遺跡など8世紀から10世紀前葉の諸例を上げられている。また、その歴史的意義についても官衙的機能が首長居宅に付託され、律令国家の地域支配の一端を担っていたことを指摘し、律令官人と在地首長という二重の人格を有する“官人首長”を体現するものである、とされている〔広瀬 1989〕。しかし、これらの諸例について必ずしも評価は一定していない。正道遺跡、花園遺跡について山中敏史氏は山城国久世郡衙、葛野郡衙に比定する〔山中 1984〕。また、寺院の政所の可能性も示唆され、官衙風居宅の認定方法自体に問題があることを指摘されている〔山中 1995〕。

このように首長居宅B型と一括分類された遺構群について、①首長居宅、②郡衙正庁、③伽藍堂宇、院内建物、④その他、の四つの見解、ないしはその可能性が併存している状況にあるといえる。このような評価の違いは研究者の分析視角や分析作業の違いに起因していると思われるが、重要なのは広瀬氏があげた五つの属性そのものが必ずしも首長居宅にのみ認められる属性ではないことである。したがって、幾つかの可能性を多様な方法と分析視角で総合的に検討する必要があるということである。

広瀬氏が検討された諸例は子細に見ると様相が異なっている（図11）。池田寺例は広瀬氏の述べるとおり官衙風建物配置の典型例として認められるが、建物が9世紀に帰属する、または10世紀まで降るとなると“官衙風”とする命名自体も再検討の余地が生じる。海会寺の場合、その後の調査で「後殿」に擬すべき建物は検出されていない〔岡田 1995〕。また、注意したいのは、池田寺遺跡のように大形建物群のみではなく、その周囲に主軸の振れを一致させる小形建物が展開する様相がある点である。第Ⅵ期のSB202・214、第Ⅶ期のSB205・208の存在である。

この類の建物は、大形建物と分離されて扱われているが、大形建物を含む一群として取り扱うべきであろう。そうすると、官衙風配置の認定方法自体にも問題があることになる。北岡遺跡はその後の周辺地の調査で奈良時代の大形建物や古道が検出されており、8世紀初頭から場所を移しながら推移する建物群の中で把握する必要が指摘されており、遺跡の性格についても郡衙〔中西ほか 1992〕、駅舎〔河内 1997〕とみる見解も提出されており、首長居宅とは断言できない状況になってきている。観音寺遺跡、長原遺跡では「後殿」は存在しない。また、建物規模も他の例に比べて小規模である。この2例は中世的様相をみせている。

新堂廃寺（富田林市緑ヶ丘ほか、図12・13）

羽曳野丘陵の東裾部から派生する中位段丘上に立地。伽藍地は東西約1町、南北2町で、塔、金堂、講堂が南北に並ぶ。西方の建物を西金堂とみる見解もある。造営氏族は百濟王家と推定されている。伽藍地の北側における調査で奈良～平安期の掘立柱建物21棟が検出され、金銅製帯金具、奈良三彩、「寺」墨書土器等が出土している。掘立柱建物群はⅠ期（8世紀前葉）からⅥ期（9世紀後半）までの変遷が明らかにされている〔井西 1996〕。

Ⅰ期（8世紀前葉）の建物07は間仕切り柱をもつ2間6間の東西棟で、約55m²の規模である。また、建物09・12・13・15は東西に柱筋をそろえ計画的に配置される。Ⅱ期（8世紀前～中葉）の建物02は身舎2×5間の東西棟建物で、南庇を伴い面積は57m²を測る。Ⅱ期の建物は伽藍中軸線と同じ振れをもっており、Ⅰ～Ⅱ期の建物群を造立氏族の居宅と位置づけている。居宅と考える根拠は、先の池田寺・海会寺の場合とほぼ同じであるが、両寺のような官衙風配置は認められず、建物規模

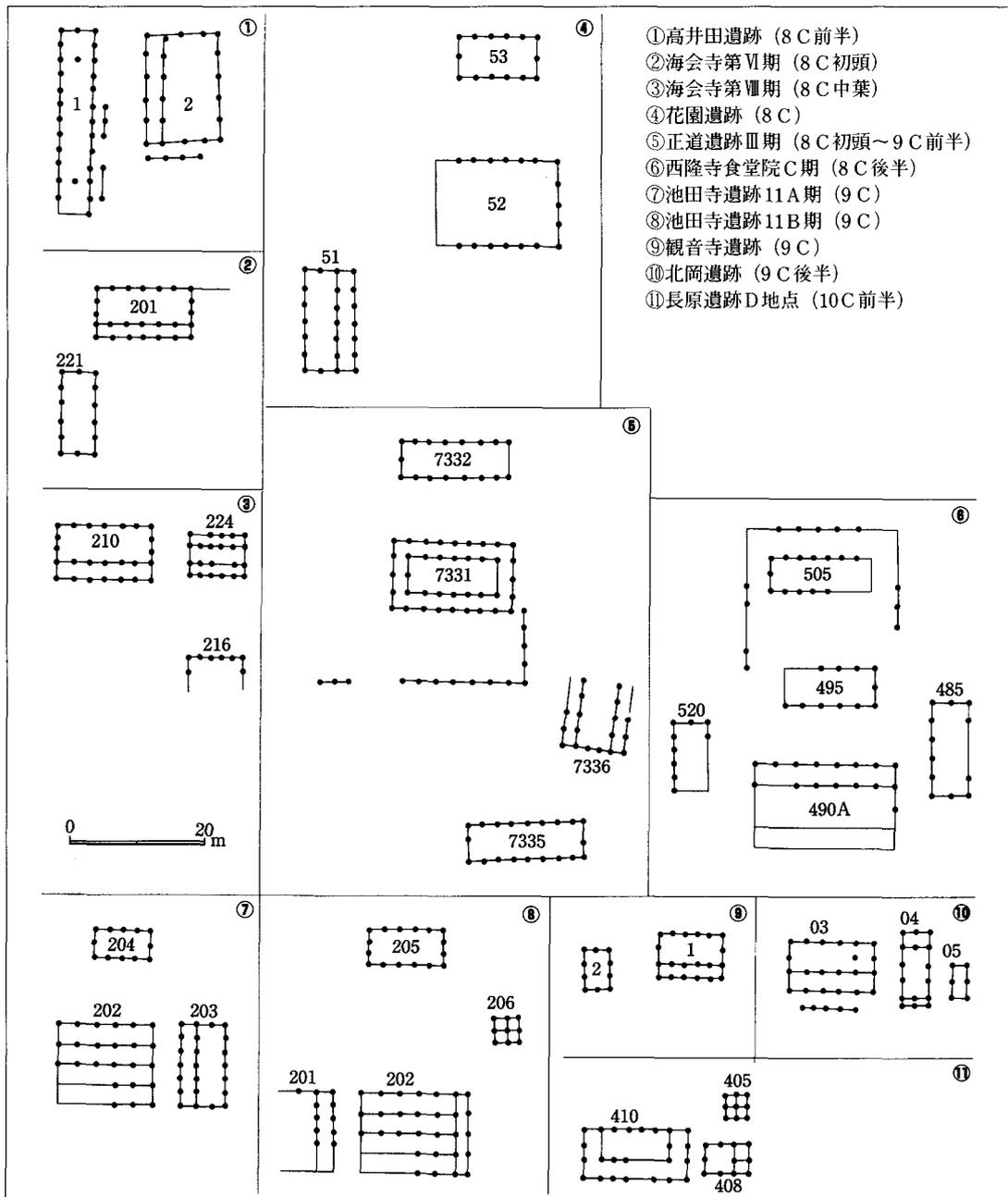


図11 官衙風建物群の変遷

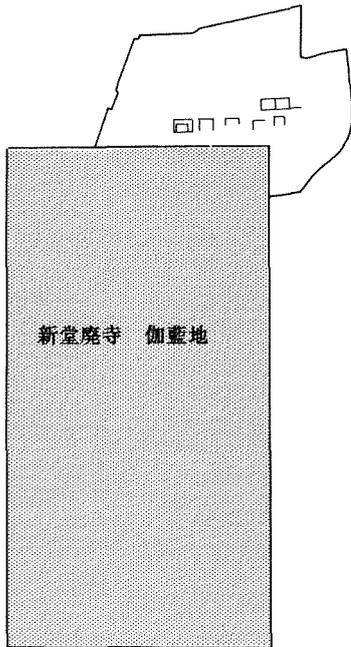


図12 新堂廃寺の伽藍地と
掘立柱建物
(S=1/3,200 建物はI期)

も両寺に比べると小規模であり、院地と考える余地も残されている。また、一方で造営氏族の階層差という視点を導入すれば、首長居宅B型より小規模なA型の一類型として捉える考え方も有効である。掘立柱建物群は調査区の南半部に集中し、北半部と西半部には遺構がほとんどなく、掘立柱建物群の主体は伽藍地の東側に展開していると推定される。

野中寺 (羽曳野市野々上5丁目, 図14・15)

羽曳野丘陵北端部の上位段丘と中位段丘の境部に立地する。旧河内国丹比郡野中郷に属する。伽藍地は東西1.5町、南北2町と推定されている。塔・中門の調査が実施されているが、塔を西側に、金堂を東側に併置する特異な伽藍配置をとる。回廊等の詳細は不明である。7世紀中葉に建立される。「庚戌年正月」銘平瓦が出土している〔羽曳野市教育委員会編1985, 森田ほか1986〕。経営氏族には船氏をあてる説が有力であったが、野中連と考える説がある〔上田1997a〕。

野中寺の東側に接する野々上遺跡では7～10世紀の掘立柱

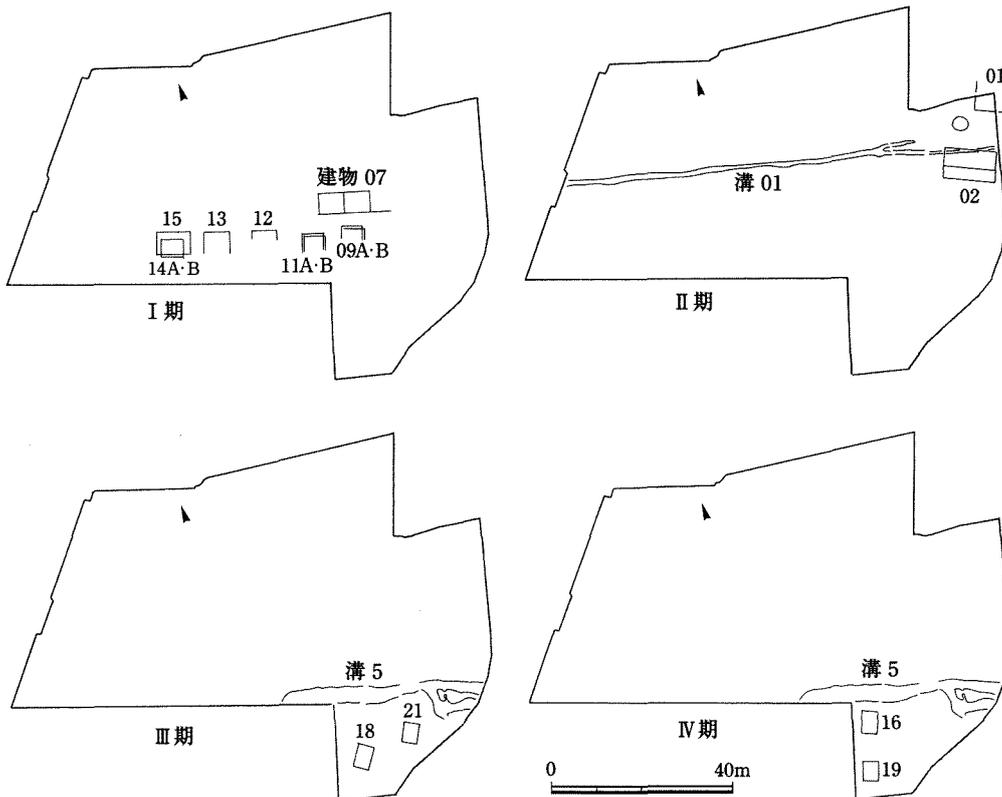


図13 新堂廃寺の遺構変遷図
(S=1/1,600)

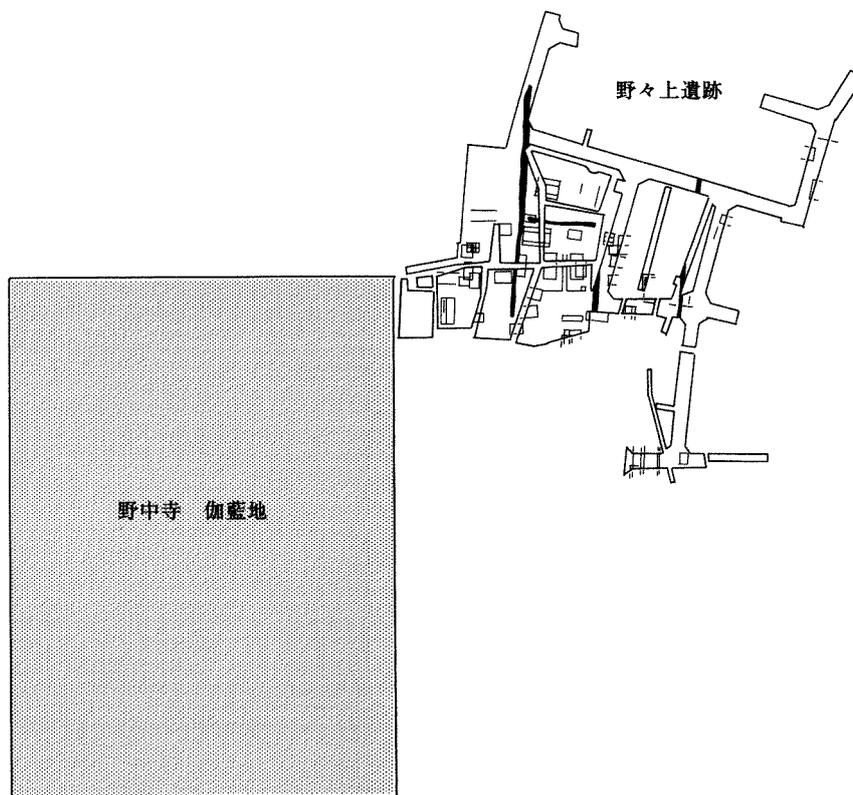


図14 野中寺の伽藍地と野々上遺跡 (S=1/3,200)

建物を中心とする遺構が多数検出されている。掘立柱建物は、A群（野中寺伽藍中軸線の振れに近い方位をもつ建物群）とB群（真北の方位をとる建物群）に二分される。B群は7世紀前半～中頃の建物で、古市大溝に関する施設と考えられている。ここで問題となるのはA群の建物である。野中寺に東接する東西約110m、南北約120mの範囲に広がるA群の建物は7世紀から10世紀まで存続する。「東家」、「殿」、「野」墨書土器、倭櫃などが出土している〔河内 1994・1997〕。両側に側溝を伴う幅約1.5mの道路によって内部が四つの空間に分割されている。道路は8世紀中頃に造作され、9世紀まで存続するようである。掘立柱建物は2×3間、2×4間の通常規模のものほか、身舎2×5間に南北両庇を伴う面積約65m²の建物も2棟確認されている。建物群の変遷などはまだ明らかにされていないのでこれ以上言及しないが、河内一浩氏が額田寺図を引きながら指摘されるように〔河内 1994〕、野中寺の院地として位置付けることができる。

鳥坂寺（柏原市高井田字戸坂、図16・17）

大和川に面した生駒丘陵の南端部に立地し、金堂・塔・講堂が調査されている。金堂と講堂を南北に配し、その西南側に塔を置く。中門、回廊等は不明、伽藍地は2町四方と推定されている。7世紀前半に造営を開始し、7世紀中葉には主要伽藍が整ったとされている。旧河内国大県郡鳥坂郷に属し、鳥取氏の氏寺と考えられている。いわゆる河内六寺の一つである〔大阪府教育委員会編 1968、花田ほか 1986、安村ほか 1986、安村 1987、安村ほか 1989、安村 1990〕。

伽藍地の東、北側の丘陵地に展開する高井田遺跡は東西約300m、南北約300mの広範囲に及び、

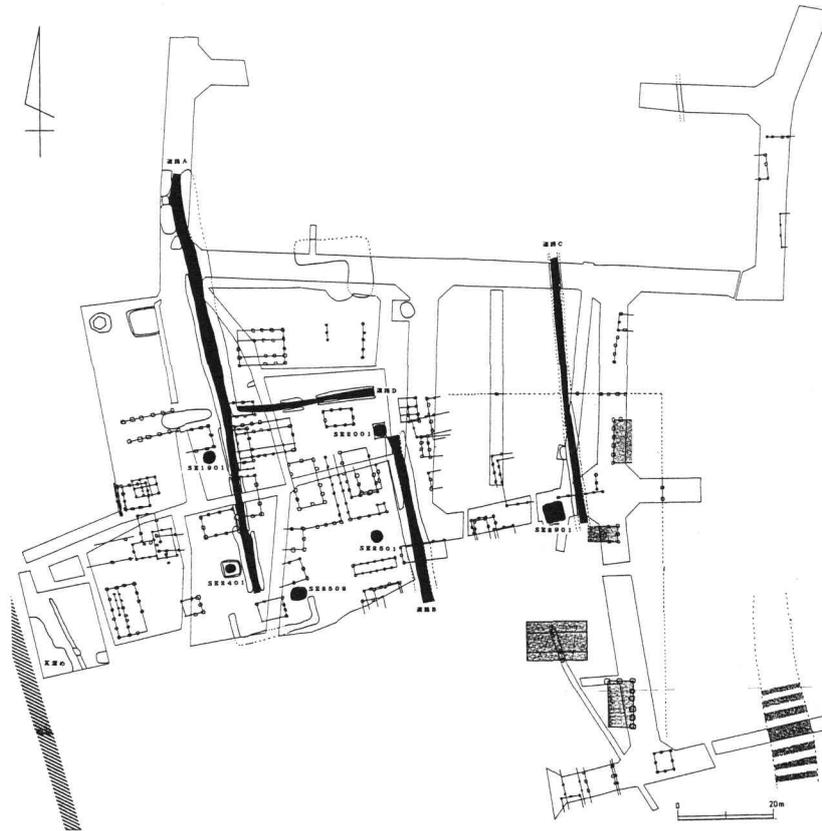


図15 野々上遺跡の掘立柱建物群

169棟もの掘立柱建物が検出されている。内、6世紀末～8世紀後葉のものが103棟を数える。6世紀末ごろから建物が建てられ、7世紀の第2四半期ごろに盛期をむかえ、8世紀に入ると建物の数は激減するという。丘陵地斜面を削平し平坦面を造り掘立柱建物を建てるが、時期が下るにつれて徐々に標高の高い地点に移るようである。時期の判明する6世紀末～8世紀後葉の建物103棟のうち規模の判明するものをみると、50m²を超えるものは3棟にすぎず、他の多くはそれ以下に収まる。小～中形の建物が主体を成しているようである。高井田遺跡は、鳥坂寺伽藍地に接する東・北側の丘陵地に立地し、6世紀末から形成が開始され、寺院建立期の7世紀中葉～後半に掘立柱建物が多く建てられ、8世紀に入ると激減する、という様相を呈している。

1983・84年の調査では身舎3×5間で西庇を伴う南北棟の大形建物が検出されている。床面積は158.1m²を測り、食堂と推定されている。この建物の西側で検出された2×12間の細長い南北棟建物は、床面積約122m²で、僧房と推定されている。この2棟の大形建物は、6世紀末～7世紀中葉に造作された平坦面に建ち、小規模な建物を2棟付属させている。建物の東側には集積遺構が南北に伸びるが、この位置は金堂中心からほぼ1町東の位置に当たるといえる。建物は8世紀前半で廃絶する。食堂、僧房と推定する理由は、大形で、形態が食堂、僧房と類似し、推定伽藍地内に位置する、であろう。大脇氏は大衆院の機能を併設していた可能性を指摘されている [大脇 1997]。

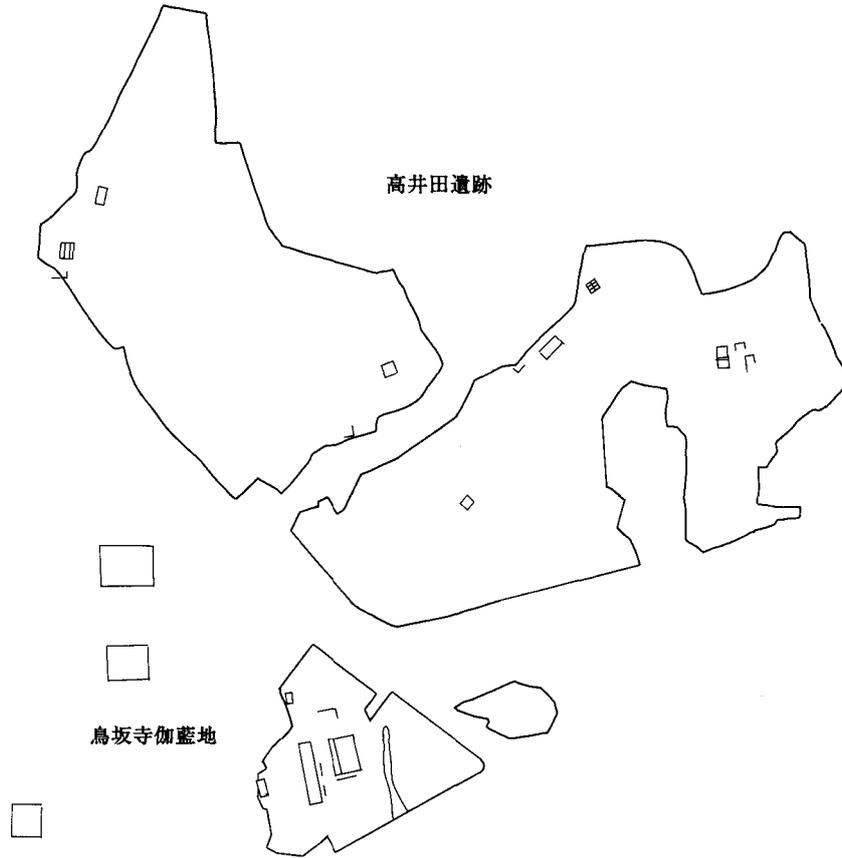


図16 鳥坂寺と高井田遺跡 (S=1/3,200)
[建物は7世紀第IV四半期～8世紀第II四半期]

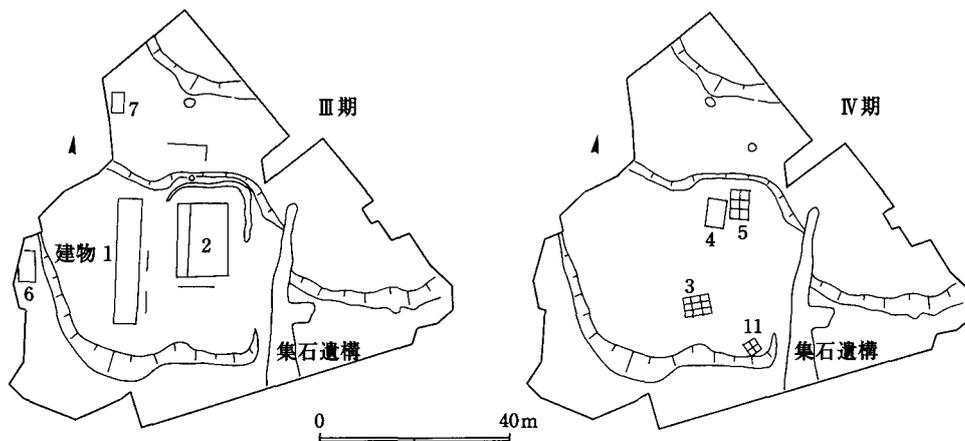


図17 高井田遺跡の大形建物 (S=1/1,600)

建物の平面形態や伽藍地の中に占める位置を考慮すれば食堂、僧房に当てる説は有力である。しかし、他の施設である可能性はないのであろうか。建物1は細長い長舎形式であるが、この形態の建物は僧房に限らず政所院にも認められる例がある。上総国分寺の政所院を構成する建物の中に梁間2間、桁行14間の長舎があり、政所院の最前面に位置している〔須田 1995〕。また、8世紀前半の郡衙正庁でも長舎は広く認められている。このように長舎形式の建物は寺務や地方行政実務を果たす機能を担っていたと推定される。そのように考えると、建物1・2は鳥坂寺の政所とそれに伴う寺務を司る機能をもつ建物の可能性も指摘できる。もちろん、大衆院主屋の機能をも兼ね備えていたことも指摘できよう。ただし、何れの機能を想定しようとも、遺物や遺構の面からそれを特定するのは現時点では難しい。

畿外の諸例

畿外の例では、(群馬県)新保廃寺、十三宝塚遺跡、(千葉県)九十九坊廃寺、(神奈川県)影向寺、大久保領家廃寺、真行寺廃寺、(茨城県)長者屋敷遺跡、(愛知県)市道遺跡、(滋賀県)宮井廃寺、法堂寺廃寺、(鳥取県)上淀廃寺、(香川県)宝寿寺、(福岡県)上岩田廃寺、井上廃寺、ヘボノ木遺跡、大善寺、(熊本県)虚空蔵寺などがある〔東海埋蔵文化財研究会編 1992、日本考古学協会茨城大会実行委員会編 1995、関東古瓦研究会編 1997、埋蔵文化財研究会編 1997〕。この中で具体的様相が良好に知れる愛知県豊橋市市道遺跡を取り上げ、畿内の資料との比較検討を行っておきたい。

市道遺跡 (愛知県豊橋市牟呂町、図18・19・20)

豊川と柳生川に挟まれ三河湾に向かってのびる低位段丘の先端部に立地する。遺跡は、寺院跡とその北東部に接する掘立柱建物群で構成されている。寺院跡は、掘立柱塀で囲まれた99m四方の外側区画から、同じく掘立柱塀で区画する東西54m×南北78mの内側区画に作り替えられる。内側区画内からは南北一直線に配置された門、金堂、講堂、僧房群が検出されている。寺院は8世紀前半に創建されるようである。

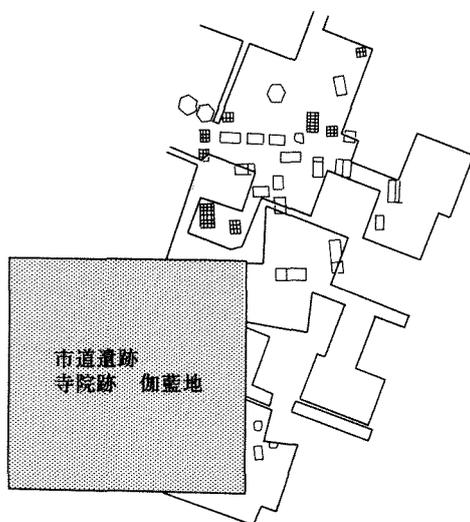


図18 市道遺跡全体図
(S=1/3,200, 建物は2期)

寺院の北東に接する約130m四方の範囲から掘立柱建物139棟(古代102棟、中世37棟)が、また、特殊な正六角形掘立柱建物も5棟検出され、これらは9期に編年されている〔贊 1996〕。ここでは1~4期を取り上げる。

1期(8世紀前半)

伽藍地はSA-1に囲まれた約99m四方の規模であるが、内部では建物は確認されていない。後に改作されたと考えられている。伽藍地の北東部、東西約60m、南北約80mの範囲に掘立柱建物が集中する。北辺では総柱建物6棟が南側柱列を揃える形で東西一直線に配され、その前面に側柱建物10棟が配置されるが計画性はあまり認められない。床面積56.8m²を測る中心建物SB32は身舎3×5間で西庇

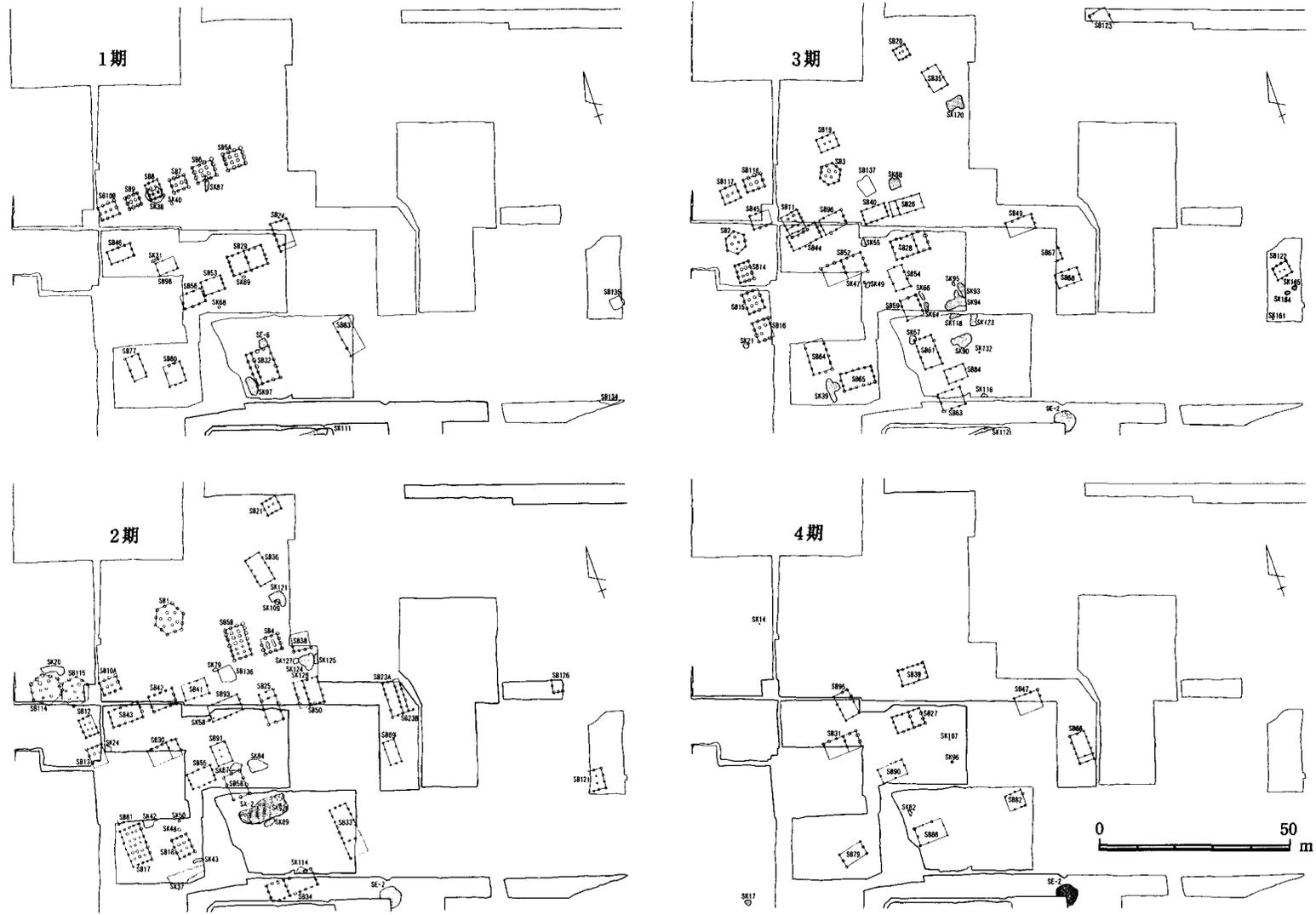


図19 市道遺跡の変遷

を付設する。建物群の約100m東側には竪穴住居2棟が検出されている。1期の同時併存する掘立柱建物は16棟である。

2期（8世紀後半）

伽藍地は1期と同じ規模であり、同様に堂宇は確認されていない。約100m四方に正六角形建物3棟、総柱建物10棟、側柱建物15棟が集中し、少し東側に総柱建物1棟、側柱建物1棟が存在する。また、中心部付近に竪穴住居1棟がある。掘立柱建物の総数は30棟である。西辺に総柱建物4棟が南北に配置され、北辺にも総柱建物が並んでいた可能性があると考えられる。SB41・42・43は南側柱列を、SB58・91・34は西側柱列を揃えて配置され、さらに直交してSB33が配置されるなど、全体として計画的な配置形態がうかがえる。また、建物群の北東側には側柱建物1棟、総柱建物1棟、土坑1基が組み合わさる1単位がある。また、伽藍地の南東辺に接して掘立柱建物1棟、竪穴住居2棟が検出されている。

3期（9世紀前半）

伽藍地の規模が縮小し、SA-2に囲まれた東西約52m、南北約78mの規模となる。門、金堂、講堂、僧房、幢竿支柱などが確認される。2期と同じく約100m四方の範囲に正六角形建物2棟、総柱建物9棟、側柱建物18棟の計29棟が集中し、東約100mに総柱建物1棟がある。西辺にはSB2とその南の総柱建物3棟が東側柱列をそろえ南北一直線に配される。側柱建物は中央部に展開し、SB54・59・61は直列し南北に配される。その東側には土坑が集中し建物はない。また、東側にも一定の空間が存在する。この北側には2棟一対となる建物配置が認められるという。2期と類似した状況であり、全体として計画的な配置形態である。中心となる建物は間仕切りのあるSB28・52であろう。SA-2の東辺に並行する溝SD1がある。

4期（9世紀後半）

4期の伽藍地は3期と同じであるが、講堂、僧房が建て替えられる。北東部に展開した掘立柱建物は2・3期が建物数が最も多い時期であり、4期にはその数は激減する。また、4期にはこの部分の総柱建物がなくなるのが特徴である。東西約70m、南北約50mの範囲に散在するようになり、側柱建物10棟から構成される。SB27・31の2棟が東西に並び、その中央南側にSB90が配されるが、2・3期に比べ計画性は稀薄となるようである。一方、SA2の東辺に接して掘立柱建物4棟が集中し、SB185は庇を伴う。また、西南角辺には総柱建物4棟が集中する。

以後5期（10世紀）、6期（11世紀）にかけて徐々に建物数が少なくなり、規模も小さくなる。6期には間仕切り建物もなくなる。寺院は6期（11世紀）まで存続する。寺院の性格については、郡司級氏族の氏寺と推定されている。

市道遺跡にみられる建物は間仕切り建物、側柱建物、総柱建物、正六角形建物に分類されるが、特に際立って大形のものはない。床面積50m²を超えるものは6棟である。そのうち間仕切り建物4棟、庇付建物1棟、総柱建物1棟であり、前二者が各時期の中心的建物であることが知れる⁽¹⁾。他は20～50m²の小規模なものが多い。特に倉と考えられる総柱建物は10～20m²に集中する。

建物群は寺院の存続期間に併行して、隣接する寺院北東部の約100m四方の範囲に展開し、各時期の建物数はことなるものの、2・3期（8世紀後半～9世紀前半）に盛期を迎えること、3期と4期の間に建物の組成が変化する大きな画期があること、1～3期には庇を付設する建物や間仕切り施設

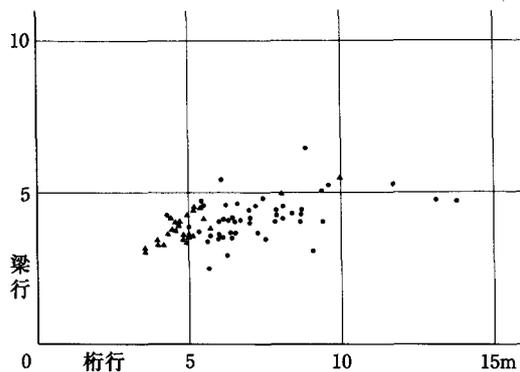


図21 市道遺跡・掘立柱建物の規模
(1～4期, 正六角形建物除く)
●側柱建物 ▲総柱建物

を伴う建物が中心となり、その周囲に小規模な側柱建物、総柱建物が柱列を揃え一定の区画を有するように計画的に配置されること、総柱建物は南北、あるいは東西に一直線に配され強い計画性が認められる、などの特色を有する。この掘立柱建物群、とりわけ1～3期の総柱建物の計画的配置形態や2・3期の同時併存する建物数の多さ(31棟)から倉庫を中心とする官衙的要素を指摘する見解もあるが[贊 1997]、倉は小規模な面積10～20m²のものが大半を占め、畿内の7～9世紀の一般集落を構成する倉とかかわらないこと[広瀬 1989]、額田寺図の5

棟の倉も左右対称の計画的配置を採っており、規模や配置形態は官衙に類似する公的機能を想定するには十分な要件ではない。

額田寺の8世紀後半の時点での院を構成する建物の総数は22棟(門を除く)である。市道遺跡の1期16棟、2期31棟、3期31棟(いずれも竪穴住居を除く)の平均値は26棟であり、額田寺例に近い。また、山城広隆寺の資財帳によると、政所町、倉町を構成する建物は全部で15棟である。おそらく、この程度の数の雑舎が中～下級氏族が建立した氏寺にあって必要な建物数といえるであろう。額田寺の院地は六つの院に分かれ、それぞれの院は築垣や塀で区画されていたと考えられるが、市道遺跡の場合は掘立柱建物群を区画する施設は何ら検出されていない。ただ、掘立柱建物群は約100m四方の広い範囲に展開しており、本来何らかの区画施設を伴い内部が幾つかに分割されていた可能性も考えられる。

以上のように建物の性格や機能、あるいは分割された空間を明確には指摘できないものの、この掘立柱建物群は院地として位置付けることが可能であると考えられる。なお、市道遺跡では特に際立った大きな建物や官衙風配置は認められない。

寺院景観をめぐる諸問題

畿内及び畿外のいくつかの遺跡を取り上げ、寺院に隣接して展開する掘立柱建物群を中心とする遺構群について、従前の諸氏の見解を示すとともに、新たな視点で若干の検討を試みた。これらの遺構群は、大きく次の二つに分類することができる。

A類：特に際立った独立性の強い大形建物を中心とした一群からなるもの。池田寺の場合は伽藍地の北側に、海会寺、鳥坂寺例は東側に位置する。

B類：特に際立った大形建物はないが、中～小形の掘立柱建物が集中し、計画的に配置され、内部が幾つかに分割されるもので、伽藍地の東、東北角辺に集中するもの。額田寺、野中寺、新堂廃寺、市道遺跡例とする。

A類の指標となる大形建物については、首長居宅、食堂、政所などの可能性を考えたが、その性格を明確にはしえなかった。広瀬氏の主張のとおり居宅説が最も蓋然性が高いが、居宅とみてもそ

の建物構成では首長の家政機関をすべて含み込むほどの棟数ではない。居宅の中でも地域支配に関わる政務的役割を果たす部分が顕在化した形態であろうか。しかし、周囲からは居宅の維持管理運営を担うような掘立柱建物は検出されていない。一体、寺院との隣接性、存在形態の独立性、規模の隔絶性という特徴は、寺院との関係性の中で出現したとみる余地も残されている。そう考えると大形建物の独立性の裏返しである孤立性を説明できるし、同時に、寺院建立前から集落の形成が始まりつつも寺院建立前になぜか集落首長の居宅をついに成立させなかった点も説明できるのではないか。

氏寺の伽藍配置については、法隆寺式、薬師寺式等中央寺院の配置様式の類型が援用されるのが通常であるが、それは規模こそ異なるものの伽藍堂宇の配置形態が踏襲されるという前提に無批判的に立つことに拠っている。このような前提に立つならば、中央官寺の院における建物配置も氏寺などに影響を与え、一部が踏襲されているという前提も否定できないのではないか。

なお、池田寺11期中位段丘に展開する2単位の建物群は、7世紀初頭に成立した一般集落の最末期の様相であろう。寺院建立、存続時期の4期～10期にかけて変遷する建物群は、寺院造営に伴う労役や技能を提供する居住区や工房として機能したことも当然あったであろうが、基本的には氏族構成員の集落と位置付けられよう。高井田遺跡も同様に考えられよう。したがって、A類の場合、院地は別の場所を想定しなければならない。池田寺の場合、伽藍地の東接地の低位段丘面に伽藍地とほぼ同面積の未調査区があり、あるいは、西側の池田下町の集落が立地している場所などに想定される。海会寺では伽藍地東側地区のトレンチ調査による所見では掘立柱建物はあまり検出されていないが、未調査区が多く残されており今後の調査に期待される。海会寺が立地する中位段丘は周囲を開析谷や溝状低地に取り囲まれており、この地に存在しないとすると、やや離れた西側の高位段丘面を想定せざるをえない。鳥坂寺の場合は、大和川に面した丘陵縁辺部に伽藍を営むため、院の適地は東、北側の丘陵部分しか存在しない。とすれば、高井田遺跡で検出された掘立柱建物群の中に院を構成する建物も含まれている可能性がある。ただ、高井田遺跡は寺院が完成後には掘立柱建物の数が激減することが確認されており、院は別の場所に想定される。

B類は集中型の院地とすることができる。その展開する範囲は、野中寺の場合南北約120m、東西約110mであり、市道遺跡では130m四方であり、伽藍地と同規模、あるいはそれ以上の面積を占めている。額田寺の場合も実長は明らかでないが伽藍地とほぼ同じ面積を占めており、類似した院地の形態を確認することができる。この広い空間内に建物を計画的に配置する。額田寺では左右対称型の倉の配置や側柱建物の並列配置が、市道遺跡では総柱建物の直列L字型配置、側柱建物のコ字形配置が著しく認められた。部分的ではあるが新堂廃寺でも直列配置がある。B類では広瀬氏のいう官衙風配置は認められない。それぞれ庇を伴う中心的建物とみられるものも存在するが、他の建物と大きな懸隔にある建物とはいえない。額田寺図でも表現上の問題という制限はあるが、際だって大形の建物は描かれていない。

官寺や国分寺の例では、伽藍地を取り囲むように院が形成されている例が多い。これを囲画型院地とすると、上記の諸例は伽藍地の一辺側に集中する集中型院地とすることができる。ただ、いずれの例も苑院（花苑院）に相当する部分は確認されていない。この種の院は上総国分寺での比定方法のように何ら遺構が検出されないことを根拠の一つとしているので認識しにくいだが、今後の面的

な調査によってさらに院地が広がることも予想される。また、その中間形態として伽藍地の周囲に幾つかのブロックに分かれて形成される分散型院地という形態も予想される。

さて、これらの掘立柱建物群については、これまで主として集落論、首長居宅論の立場から言及されてきた。また、最近では郷衛論の視点も登場してきている。こうした視点からの分析が有効であることは確かであるが、院地や伽藍地として分析する視角はあまり認められなかった。院地の重要性に対する認識が欠落していたのである。今後は寺院空間論、寺院景観論の立場からの検討を進める必要があると考えたい。

言及しなかった分も含めて既出の見解を、寺院を中心に据えた立場から総括すると、①伽藍堂宇の一部（食堂、僧房等）、②院地（政所院、大衆院等）、③首長居宅、④一般集落、⑤郷衛（または郷衛に伴う諸施設）、⑥郡衛（郡衛に伴う諸施設）、⑦郡衛の出先機関、⑧郡衛正倉別院、などとみる見解があるようである。①②は寺院論、③④は集落論、⑤～⑧は官衛論に属する。それぞれの遺跡の立地、構造、出土遺物の特徴からこうした見解が展開されているが、それぞれに固有の属性が明確になっているわけではないし、立論の立場によっては評価も一定していない。したがって、ある遺跡について多様な可能性を検討すべきことになる。さらに、ある特定の建物に複数の機能を想定せねばならないことは、分析をより困難にする。たとえば、中枢的院である政所院の主屋である政所は、三綱出仕の寺務執行機関であるが、③の居宅を兼ねる場合、あるいは居宅が⑤や⑥として官衛の補完的、補助的役割を兼ねている場合も想定され、複数の機能と性格が併設された状況も考えねばならない。こうした状況が遺物、遺構の上にもどのような形で反映しているのかは本稿でも明らかにし得なかった未解決の問題である。今後のさらなる類型化の進展に委ねるほかはない。

一方、末端官衛論の中で郷衛として取り上げられる遺跡の中に、寺院に隣接する事例があることも注意される。たとえば、井上尚明氏が郷家の類例として取り上げられた広島県吉田郡吉田町明官地東遺跡は〔井上 1995〕、明官地廢寺の伽藍地に東接する院地の一部としての様相をもっている。報告書でも推定金堂跡、推定塔跡とは主軸が異なる点から正倉別院、郷倉の可能性が指摘されているが〔今村 1994〕、地形的制約の下で若干主軸が異なっていると理解すれば、小形倉庫群は倉院の一部とみることも可能である。井上氏が取り上げられた90例ほどの郷家に類する遺跡〔井上 1991・1995〕を逐一検討したわけではないが、寺院に隣接する事例があれば院地として分析を行う必要性を強調しておきたい。なぜなら、官衛でもなく一般集落でもない、という抽出基準に合致しており、小形倉庫群の存在、竪穴住居との併存は院の属性の一つでもあるからである。もちろん郷倉や借倉のような公的機能をまったく否定するわけではないが、寺院に隣接する場合は、いったん院地として類型化し、その後に補完的役割を考定したほうがよいのではないかと思う。額田寺図はそのことをよく示唆している。

これまで考古学が対象としてきたのは、寺本景観の中の伽藍景観であり、また、その下の階層に位置付けられる屋根景観であったが、額田寺図の分析から景観論的視点を導き出し、寺本景観と寺辺景観から構成される寺院景観について若干の検討を加えた。しかし、資料的制約と方法論的制約から寺本景観の一部を成す院地の問題に触れ得ただけであった。院をめぐる問題については、畿内の諸例を中心に検討を加えたが、明確な分析結果を提示することはできなかった。これまで軽視されてきたきらいはあるが、今後は院の判別を行うための有効な指標を見出していく必要があると考

えたい。また、院をめぐる問題は、集落や官衙をめぐる問題とも接点を持っていることも明らかである。山中敏史氏は官衙論の立場から官衙、居宅、駅家、荘所等の判別基準となる指標の確立が急務であると主張されているが [山中 1995]、今後は寺院に伴う諸院をも含めてその峻別を図るための指標を明示することが求められているのである。そのことが古代寺院の寺本景観の解明に大きな役割を果たすものと考えたい。古代寺院研究上の現時点での急務は、明確に遺構として把握され類型化の可能な点で、須田氏が示されたような [須田 1995] 寺院管理運営機構の解明であり、その意に添って寺院周辺の掘立柱建物群を再検討したところである。

なお、官衙研究の進展を受けて、柱筋を揃え計画的に配置される、といった特徴のみから官衙的、官衙風と評価され、それが寺院周辺の掘立柱建物群にも適用されている傾向にあるが、この種の形容を付すことは、先験的に公的機能を設定してしまう危険性や本来的にきわめて計画的、企画的な属性を有する院の特性を軽視することにもつながってしまうので、何らかの用語を創出して実態分析を行う必要があると思われる。厳密な実証で官衙論を主導される山中氏にとっても、この種の形容の乱発傾向は意図せざるところでもあろう。

寺辺景観については多くの課題が残されている。墳墓（古墳・火葬墓）や道との関連や実態については、一定の検討を経ている [財団法人大阪文化財調査研究センター編 1997, 埋蔵文化財研究会編 1997]。他方、寺領をめぐる問題については、考古学的には未検討の問題であり、そのアプローチの方法が求められているといえよう。また、それ以前に寺領に対する認識を深めることが必要である。寺院は伽藍地と院地のみで成り立っているわけではない。古墳時代からの地域的发展、在地勢力の変容の中で出現したものであり、永い土地との関わり、すなわち土地の開発、利用、領有という基本的な基盤の上に成り立っている。こうした寺院存立の経済的基盤の解明は、これまで主として文献史学の研究に委ねられてきた。また、それらは官寺に関わる研究が主体を成していたため小規模な氏寺の造営主体となった中小豪族の在地的土地領有について過小な評価を与える傾向を生んできた。また、考古学においては土地領有の問題はまったくといっていいほど問題にされることはなかった。

額田寺図はこの寺領を十分に描き出している。多様な地種から構成される約30町歩に及ぶ土地を領有する実態は、これまでの在地的土地領有や寺院経済に対する過小な評価に対して見直しを迫るものである。寺域とその周囲に広がる広大な寺領、さらにその外側に展開する第三者等所有の土地利用、それらが同心円的の広がりをもって寺院景観を形造っているのである。

こうした氏寺の土地領有を示す古代荘園図に「大和国添下郡京北班田図」があることは冒頭で触れたところである。京北班田図は、13世紀後半から末頃に西大寺と秋篠寺の所領の交換に伴い証文として作成された相博図であるが、8世紀後半～9世紀初頭の京北一～四条班田図を基図として作成されている。4条の班田図のうち、弘仁2年(811)の三条班田図と宝亀5年(774)の四条班田図には定田の内訳、田名、田積の記載が豊富である。四条班田図は秋篠寺創建前に作成されたものでありここでは除外するとして、三条班田図の定田22町354歩の内訳をみると、散田18町4段191歩、口分田3町6段163歩であり、散田を構成する神田、寺田の中で秋篠寺田が16町ほどを占めていることが明らかにされている。秋篠寺の寺領であり、その起源は秋篠氏の施入田であり、寺院建立に先行する秋篠氏の大土地領有が認められると評価されている [石上 1997c]。また、二条図は基図となった班田図の作成年次は明らかでないが、「南大門」、「金堂」などの記載から秋篠寺創建後である

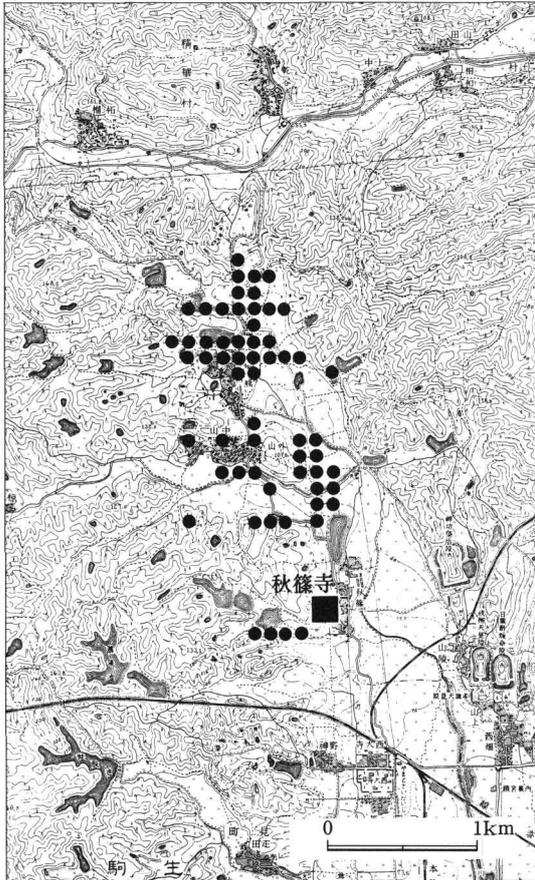


図22 京北班田図にみえる秋篠寺田の分布

ことは確かであり、三条図と同様に「秋篠寺田」、「秋篠田」の記載がある。すでに石上氏が方格系統図の構造分析の一環として、秋篠寺に関する田地の所在地の分布状況を明らかにされているが〔石上 1997c〕、これらを京北条里の比定地にドットすると図22のようになる。秋篠寺西側の阿弥陀谷の部分にも存在するが、多くは寺院北方の秋篠川本流と支流流域の沖積地、あるいはそれらに向かって開口する小規模な谷地に営まれていることがわかる。寺田の集中地域は寺院の北方約0.6～3kmの距離にある。額田寺の場合に比べると一円性は弱く、また、少し離れた距離にある様相が認められる。京北班田図には田以外の地目は記載されていないが、額田寺と同様に、岡や畠、林などを領有していたに違いない。氏寺の寺院景観の一端をここでも確認することができる。

額田寺と秋篠寺という大和に所在する氏寺の寺院景観をみたが、こうした事例は大和の氏寺にのみ固有のものではなく、広く全国の氏寺にも認められるものであろう。寺領の存在を示す史料が現存するという条件に恵まれているもの

の、今後の寺院研究にこうした視点を取り込んでいかなければ、古代寺院の実態に迫ることができないのではないかと思う。

古代寺院の歴史的意義について、広瀬和雄氏は「律令国家のイデオロギー政策の一翼をになう可視的モニュメント」であり、「ビジュアルな律令国家」として機能していたことを強調する〔広瀬 1989〕。また、本郷真紹氏も権威の象徴としての「感覚的な機能」を重視する〔本郷 1997〕。前者は即物的な考古学的検討の当然の帰結として、後者は教学研修や法会実修という「実践的機能」研究の反動として提起されているように思えるが、社会経済史的視点は援用されていない。仏教教理に対する当時の一般人民の理解度の低さや未成熟さ、あるいは僧地の未完備による寺院の実践的機能の不全などの状況が存在したことを考えれば、前代の古墳の築造意義と同様に権威や権力の象徴的存在として、あるいは在地支配の正当性や譜代性を表徴するものとする意義付けは有効である。しかし、これまで幾度となく反復されてきたそうした評価は、寺院の表相的な側面を正しく指摘しているものの、寺院建立の本質に関わるものではなかった。畿内における古代寺院の隆盛は、国家の末端支配、イデオロギー支配を企図した政策の一環であろうが、令制の1～2郷に1ヶ寺を建立するほどの高密度〔広瀬 1989〕を達成し得た背景には、たとえ国家の技術的財政的援助を得たとしても、建立の中核となる地域首長の存立基盤そのものが存在したことを過小に評価してはならない。古墳

時代以来各地で開墾を行い経済的基盤を作り上げた地域首長の存立基盤を、国家の保護の下に承継するという特権的利点をもつ寺領という寺の経済に転化するという側面をもっていたのである。額田寺図と京北班田図はそのことをよく示している。前代の地域首長の社会的経済的基盤を壊滅させることなく寺院経済の中に取り込むことによって、律令官人として組織し得たのであって、律令官人と地域首長という二面性、さらには檀越としての人格の具有もこうした背景があったからこそ達成されたものであった。その意味で、寺院は宗教的な側面以上に、すぐれて経済体的な一面を有していたのである。寺院それ自体は社会的諸関係の中で達成された一つの目的、結果であり、それが可視的に作用したことは否めないが、その建立の背後に存在した経済的社会的基盤、あるいは寺院建立に伴うその変容のプロセスや転化の実態を重視したい。本稿ではこのような視点を取り込むことの必要性を強調しておきたい。

おわりに

額田寺伽藍並条里図は8世紀後半の額田寺をめぐる諸々の景観を描き出している。それらは可視的な景観であると同時に、すぐれて経済体的な景観でもある。その意味で本図は一枚の経済地図、経済白書といった側面を有している。その側面に触れるには寺院空間論や寺院景観論の視点、また、寺院組織や寺院経済に関する視点が不可欠であることを再認識させられた。文献史学の研究成果を引用しつつ幾つかの検討を経たが、幾許もその本質には迫っていないのではないかと思う。冒頭に述べたように図像や絵画的・絵図的表現の検討は、額田部という地域の宗教的景観の一部としての寺院景観の分析、あるいは寺院景観を明らかにするための考古資料の演繹的利用には有効であるが、それ以上に高次の課題設定ができなかった。言及できなかった点は向後の課題としておきたい。

共同研究において与えられたテーマは“寺院と古墳”であったが、研究会が回を重ねるごとに古代寺院の景観論的研究にこそ本図を活かすべきではないかとの思いを強く抱くようになった。研究会が終了した翌年度に開催された第36回大阪府下埋蔵文化財研究会や第42回埋蔵文化財研究会において古代寺院と道、古墳、集落、条里との関係が検討され、さらにその意を強くするに至った。拙い論考であるが、氏寺などの小規模な古代寺院に対する再評価につながれば幸いである。

本研究会の主題は額田部という地域の歴史的な性格を踏まえて本図を分析することであったと思う。この地域の社会政治史の中に位置付ける視点は、現在の研究の出発点ともなった狩野久氏の論考〔狩野 1991〕に詳述されているが、本稿では最も重要なこの視点を欠いたきらいがある。これらは今後稿を改め検討していきたいと思う。

本稿を草するに当たり、山上豊氏（奈良県立図書館）、田中一廣氏（(財)大阪府文化財調査研究センター）、伊藤雅和氏（奈良県立橿原考古学研究所）の諸氏には、文献の入手や資料の熟覧に際し便宜を図っていただいた。館野和己氏（奈良国立文化財研究所）からは奈良歴史研究会 1995 年 11 月例会で発表する機会を与えられ、席上多くのご教示を賜ることができた。また、広瀬和雄氏（奈良女子大学）からは池田寺遺跡について数々のご教示を賜った。末筆ではありますが深く感謝いたします。

註

- (1)——「古代荘園図」の定義については〔石上 1997〕による。
- (2)——個々の調査に関する文献は割愛する。詳細は『日本古代荘園図』所収の諸論文を参照されたい。
- (3)——その他、近年では水無瀬荘での調査事例がある〔名神高速道路内遺跡調査会編1996〕。
- (4)——すでに石村氏が務屋と判読し、大衆屋、政所屋としての性格を指摘されている〔石村 1993〕。
- (5)——他に今泉隆雄氏が但馬国分寺出土木簡に関り額田寺の院の構成に言及されている〔今泉 1981〕。
- (6)——9条3里35坪の合計面積は1町10歩となるが、山口氏は誤記によるものと考えられている〔山口 1996〕。
- (7)——大形建物の帰属時期については10世紀以降の可能性も検討されている。調査担当者の広瀬和雄氏より直接ご教示いただいた。
- (8)——1尺29.6cmで換算した概数であることをことわっておきたい。
- (9)——SB216はこの南グループに入れられていたが、その後の調査で第Ⅷ期に帰属させられている〔岡田 1995〕。
- (10)——〔広瀬ほか 1987〕ではSD04が伽藍地東限の施設と推定されている。
- (11)——報告者は間仕切り建物を倉と考えられている〔賢 1996〕。

引用文献

- 浅野 清 1967「先進地域における寺院の成立と展開」(『日本の考古学』Ⅳ 歴史時代(下), 河出書房新社)
- 網 伸也 1997「北山背における7世紀の寺院造営」(『大阪府下埋蔵文化財研究会(第36回)資料』, (助大阪府文化財調査研究センター))
- 石上英一 1993「額田寺伽藍並条里図現地比定案」(『荘園絵図とその世界』(図録), 国立歴史民俗博物館振興会)
- 1996 a 「日本古代における所有の問題」(同『律令国家と社会構造』, 名著刊行会, 初出1988年)
- 1996 b 「古代荘園と荘園図」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会)
- 1997 a 『古代荘園史料の基礎的研究』上下(塙書房)
- 1997 b 「古代荘園図の再検討」(同『古代荘園史料の基礎的研究』上, 塙書房)
- 1997 c 「京北班田図の史料学的研究」(同『古代荘園史料の基礎的研究』下, 塙書房)
- 石村喜英 1987「政所の構成と機能」(同『日本古代仏教文化史論考』, 山喜房)
- 1993「古代寺院に見る大衆院の性格」(同『仏教考古学研究』, 雄山閣出版, 初出1991年)
- 泉 武 1993「安堵町の黎明」(『安堵町史』本編, 安堵町)
- 泉武ほか 1990『星塚・小路遺跡の調査』(天理市埋蔵文化財調査報告第4集, 天理市教育委員会)
- 1992「荒蒔古墳(1・2次)」(『天理市埋蔵文化財調査概報』昭和63・平成元年度, 天理市教育委員会)
- 伊藤寿和 1992「大和国における奈良時代の農業的土地利用の諸相」(『日本女子大学紀要〔文学部〕』41)
- 井西貴子 1996「新堂廃寺発掘調査概要」(大阪府教育委員会)
- 井上和人 1994「条里制研究の一視点」(静邨詩社)
- 1996「条里制と開発の歴史」(『月刊文化財』398号, 第一法規出版)
- 井上尚明 1991「郷家に関する一試論」(『埼玉考古学論集』, (助埼玉県埋蔵文化財調査事業団))
- 1995「考古学からみた郷家」(シンポジウム3『地方官衙とその周辺』, 日本考古学協会茨城大会実行委員会)
- 今泉隆雄 1981「但馬国分寺木簡の問題点」(日高町文化財調査報告書第5集『但馬国分寺木簡』, 日高町教育委員会)
- 今村忠彦 1994「明官地東遺跡」(広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第124集, (助広島県埋蔵文化財調査センター))
- 弥永貞三 1980「律令制的土地所有」(同『日本古代社会経済史研究』岩波書店, 初出1962年)
- 上田 睦 1997 a 「いわゆる善正寺式軒瓦について」(『撰河泉古代寺院論纂』第1集, 撰河泉文庫)
- 1997 b 「北・中河内の古道と古代寺院」(『大阪府下埋蔵文化財研究会(第36回)資料』, (助大阪府文化財調査研究センター))
- 上原真人 1986「仏教」(『岩波講座日本考古学』4 集落と祭祀, 岩波書店)

- 1997「古代寺院と生産遺跡」(第1回摂河泉古代寺院フォーラム『摂河泉の古代寺院とその周辺』, 泉南市教育委員会ほか)
- 宇野隆夫 1996 a 「古代荘園図と考古学」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会)
1996 b 「官衙遺跡から見た横江庄遺跡」(『東大寺領横江庄遺跡Ⅱ』, 松任市教育委員会)
- 応地利明 1996『絵地図の世界像』(岩波書店)
- 近江俊秀 1991『池田寺遺跡Ⅲ』(助大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第65輯, 助大阪府埋蔵文化財協会)
- 大阪府教育委員会編 1968『河内高井田・鳥坂寺の調査』(大阪府教育委員会)
- 太田博太郎 1986「南都六宗寺院の建築構成」(同『日本建築の特質(日本建築史論集Ⅲ)』, 岩波書店, 初出1972年)
- 大野 薫 1994「河内平野の古代中世条里遺構」(『ヒストリア』第145号, 大阪歴史学会)
- 大山真充 1993「考古学と弘福寺領讃岐国山田郡田図」(『研究紀要Ⅰ』, 財団法人香川県埋蔵文化財センター)
1995「弘福寺領讃岐国山田郡田図の方格線」(『日本古代の社会と政治』, 吉川弘文館)
- 大脇 潔 1997「古代寺院と寺辺の景観を復元する」(第1回摂河泉古代寺院フォーラム『摂河泉の古代寺院とその周辺』, 泉南市教育委員会ほか)
- 岡田直樹 1995「海会寺跡・Ⅱ」(『泉南市文化財年報1』, 泉南市教育委員会)
- 岡本武司 1990『池田寺遺跡Ⅱ』(助大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第54輯, 助大阪府埋蔵文化財協会)
- 岡本武司ほか 1989『池田寺遺跡』(助大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第43輯, 助大阪府埋蔵文化財協会)
- 狩野 久 1991「額田部連と飽波評」(同『日本古代の国家と都城』東京大学出版会, 初出1984年)
- 鎌田元一 1996「律令制の土地制度と田籍・田図」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会)
- 河内一浩 1994『野々上Ⅰ』(土地区画整理事業に伴う調査報告1, 羽曳野市遺跡調査会)
1996「野中寺東方地区の発掘調査」(『第35回大阪府下埋蔵文化財研究会資料集』, 助大阪府文化財調査研究センター)
1997「河内野々上遺跡周辺の寺・館・古道・運河」(『大阪府下埋蔵文化財研究会(第36回)資料』, 助大阪府文化財調査研究センター)
- 関東古瓦研究会編 1997『関東の初期寺院』(関東古瓦研究会第2回シンポジウム資料編, 関東古瓦研究会)
- 金田章裕 1987「古代・中世における水田景観の形成」(『稲のアジア史』第3巻 アジアの中の日本稲作文化, 小学館)
1993 a 「古代日本の景観」吉川弘文館
1993 b 「歴史地理学の方法と古代史研究」(『新版古代の日本』10 古代資料研究の方法, 角川書店)
1995 a 「奈良時代の土地管理と小字地名的名称」(『史林』第78巻第4号, 史学研究会)
1995 b 「条里地割の形態と重層性」(『条里制研究』第11号, 条里制研究会)
1995 c 「絵図・地図と歴史学」(『日本通史』別巻3, 岩波書店)
1996 a 「八・九世紀の条里プランと荘園図」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会)
1996 b 「古代荘園図の表現方法とその特性」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会)
- 小林行雄 1964「屋瓦」(同『続古代の技術』, 塙書房)
- 小島俊次 1955『星塚古墳』(奈良県史跡名勝天然記念物調査抄報第7輯, 奈良県教育委員会)
- 小山都弘 1992「中世荘園絵図のソシオ・カルトロジー」(『人文地理』第44巻第5号, 人文地理学会)
- 財団法人大阪府文化財調査研究センター編 1997『第36回大阪府下埋蔵文化財研究会資料集』(助大阪府文化財調査研究センター)
- 財団法人枚方市文化財調査研究センター編 1996「船橋遺跡第63次調査第2回現地説明会資料」(『枚方市文化財年報』16 (1994年度分), 助枚方市文化財調査研究センター)
- 坂井秀弥 1996「遺跡が語る開発と村の歴史」(『月刊文化財』398号, 第一法規出版)
- 坂詰秀一 1979「初期伽藍の類型認識と伽藍構成における僧地の問題」(立正大学『文学部論叢』第63号)
- 鷺森浩幸 1995「8世紀における寺院の所領とその認定」(『史学雑誌』第104編第11号, 史学会)
- 佐久間竜 1980「律令国家の氏寺対策」(『仏教の歴史と文化』, 同朋舎)
- 三田市教育委員会 1994「さんだと金心寺」(三田市歴史講演会資料)

-
- 柴田稔ほか 1992『古新田Ⅰ』(浅羽町教育委員会)
- 鈴木嘉吉ほか 1959『興福寺食堂発掘調査報告』(奈良国立文化財研究所学報第7冊, 真陽社)
- 鈴木嘉吉 1961「伽藍計画」(『世界考古学大系』第4巻 日本Ⅳ歴史時代, 平凡社)
- 水津一郎 1983「文化景観のコード」(『空間・景観・イメージ』, 地人書房)
- 1987『景観の深層』(地人書房)
- 須田 勉 1994「国分寺創建の諸問題」(『関東の国分寺』資料編, 関東古瓦研究会)
- 1995「国分寺造営勅の評価」(『古代探叢』Ⅳ, 早稲田大学出版部)
- 千田 稔 1979「下ツ道北部における路東条里と路西条里の1町の齟齬に関する問題について」(『環境文化』第40号, 環境文化研究所)
- 泉南市教育委員会ほか編 1997『摂河泉の古代寺院とその周辺』(泉南市教育委員会ほか)
- 高橋 正 1986「カルトロジーの方法論に関する覚書」(『人文地理学の視園』, 大明堂)
- 武内雅人ほか 1991『池田寺遺跡Ⅳ』(叻大阪府埋蔵文化財協会調査報告書第71輯, 叻大阪府埋蔵文化財協会)
- 竹内理三 1931『奈良朝時代における寺院経済の研究』(大岡山書店)
- 武廣亮平 1995「額田部臣と部民制」(『古代王権と交流7 出雲世界と古代の山陰』, 名著出版)
- 田中重久 1944『聖徳太子御聖跡の研究』(全国書房)
- 田村園澄 1980「うじでら一氏寺」(『国史大辞典』第2巻, 吉川弘文館)
- 鶴見泰寿 1995「長屋王木簡と奈良宮務所」(『檀原考古学研究所紀要』『考古学論攷』第19冊, 奈良県立檀原考古学研究所)
- 出越茂和 1993「北陸初期荘園の考古学的分析」(『上荒屋遺跡(2)』, 金沢市教育委員会ほか)
- 東海埋蔵文化財研究会編 1992『古代仏教東へー寺と窰ー』
- 中井真孝 1972「定額寺私考」(『日本宗教史論集』上巻, 吉川弘文館)
- 中西康裕ほか 1992「北岡遺跡の調査」(藤井寺市文化財報告第8集『石川流域遺跡群発掘調査報告Ⅵ』, 藤井寺市教育委員会)
- 中村英重 1995「古代氏寺考」(『民衆宗教の構造と系譜』, 雄山閣出版)
- 奈良県立檀原考古学研究所編 1980『大和国条里復原図』(奈良県教育委員会)
- 賛 元洋 1996『市道遺跡(Ⅰ)』(豊橋市埋蔵文化財調査報告書第20集, 豊橋市教育委員会)
- 1997『市道遺跡(Ⅱ)』(豊橋市埋蔵文化財調査報告書第40集, 豊橋市教育委員会)
- 西山良平 1987「山林原野の支配と開発」(『日本の古代』10 山人の生業, 中央公論社)
- 日本考古学協会茨城大会実行委員会ほか編 1995『シンポジウム3 地方官衙とその周辺』(日本考古学協会茨城大会実行委員会ほか)
- 橋本博文 1993「亀甲繫鳳凰文象嵌大刀再考」(『翔古論聚』, 久保哲三先生追悼論文集刊行会)
- 橋本政良 1982「古代寺院運営における三綱の役割とその選任について」(『ヒストリア』第95号, 大阪歴史学会)
- 橋本義則 1987「『唐招提寺文書』天之巻第一号文書『家屋資財請返解案』について」(『南都仏教』第57号, 東大寺図書館)
- 花田勝広ほか 1986『鳥坂寺一寺域の調査一』(柏原市文化財概報1985-V, 柏原市教育委員会)
- 服部伊久男 1992「国宝額田寺伽藍并条里図にみえる墓について」(同志社大学考古学シリーズV『考古学と生活文化』)
- 1994 a 「条里図と四至図」(同志社大学考古学シリーズⅥ『考古学と信仰』)
- 1994 b 「額田寺と条里」(『条里制研究』第10号, 条里制研究会)
- 1994 c 「横穴式石室小考Ⅰ」(『檀原考古学研究所論集』第11, 吉川弘文館)
- 羽曳野市教育委員会編 1985『古市遺跡群Ⅵ』(羽曳野市埋蔵文化財調査報告書10, 羽曳野市教育委員会)
- 瀨島正史 1995「絵図に見る建築の描き方」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第60集, 国立歴史民俗博物館)
- 林 睦朗 1985「大倭国正税帳」(『復元天平諸国正税帳』, 現代思潮社)
- 林睦朗ほか 1985『復元天平諸国正税帳』(現代思潮社)
- 広瀬和雄 1980「池田寺遺跡における7, 8世紀の集落構成」(『大阪府下埋蔵文化財担当者研究会(第2回)資料集』)
-

-
- 1986 「中世への胎動」(『岩波講座 日本考古学』6 変化と画期, 岩波書店)
- 1989 「畿内の古代集落」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第22集, 国立歴史民俗博物館)
- 1994 「考古学から見た古代の村落」(岩波講座『日本通史』第3巻 古代2, 岩波書店)
- 1996 「条里制」(『考古学による日本歴史16『自然環境と文化』, 雄山閣出版)
- 広瀬和雄ほか 1987 『海会寺』(泉南市教育委員会)
- 福山敏男 1948 「額田寺」(同『奈良朝寺院の研究』, 高桐書院)
- 1982 「薬師寺の歴史と建築」(同『寺院建築の研究』上, 中央公論美術出版, 初出1958年)
- 藤井一二 1985 「荘園絵図と荘園遺跡」(『考古学ジャーナル』No.241, ニューサイエンス社)
- 藤井雄三ほか 1992 「讃岐国弘福寺領の調査 弘福寺領讃岐国山田郡田図調査報告書」(高松市教育委員会)
- 本郷真紹 1997 「古代寺院の機能」(『日本国家の史的特質』古代・中世, 思文閣出版)
- 埋蔵文化財研究会編 1997 『古代寺院の出現とその背景』第1・2分冊(第42回埋蔵文化財研究会集資料)
- 前沢和之 1976 「古代の皮革」(『古代国家の形成と展開』, 吉川弘文館)
- 前園実知雄 1979 「大和における後期前方後円墳の規模と分布について」(『橿原考古学研究所』第4, 吉川弘文館)
- 前田晴人 1991 「額田部連の系譜と職掌と本拠地」(『日本歴史』第520号, 吉川弘文館)
- 間壁葎子 1970 「官寺と私寺」(『古代の日本』第4巻, 角川書店)
- 宮本敬一 1981 「最近の調査成果からみた上総国分尼寺の伽藍と付属諸院 (1), (2), (3), (4)」(『月刊歴史教育』30, 31, 32, 33号, 東京法令出版)
- 宮本 救 1998 「律令制的土地制度」(同『律令田制と班田図』, 吉川弘文館, 初出1973年)
- 三輪嘉六 1971 「古代寺院における寺域の問題」(『考古学ジャーナル』No.61, ニューサイエンス社)
- 名神高速道路内遺跡調査会編 1996 「水無瀬荘跡遺跡発掘調査報告書」(名神高速道路内遺跡調査会調査報告書第1輯)
- 森田和伸ほか 1986 「野中寺」(羽曳野市埋蔵文化財調査報告書13, 羽曳野市教育委員会)
- 森屋直樹 1997 「和泉秦麁寺と南海道」(『大阪府下埋蔵文化財研究会(第36回)資料』, 助大阪府文化財調査研究センター)
- 安村俊史 1987 『高井田遺跡Ⅱ』(柏原市文化財概報1986-VI, 柏原市教育委員会)
- 1990 『高井田遺跡・本郷遺跡』(柏原市文化財概報1989-IV, 柏原市教育委員会)
- 安村俊史ほか 1986 『高井田遺跡Ⅰ』(柏原市文化財概報1985-VII, 柏原市教育委員会)
- 1989 『高井田遺跡Ⅲ』(柏原市文化財概報1988-IV, 柏原市教育委員会)
- 山口英男 1993 「『額田寺伽藍並条里図』の復原をめぐって」(『条里制研究』第9号, 条里制研究会)
- 1995 「荘園絵図調査報告7 額田寺伽藍並条里図」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第5号, 東京大学史料編纂所)
- 1996 「大和b 額田寺伽藍並条里図」(『日本古代荘園図』, 東京大学出版会)
- 山崎信二ほか 1993 『西隆寺発掘調査報告書』(奈良市)
- 山中敏史 1991 「古代の倉庫群の特徴と性格」(『クラと古代王権』, ミネルヴァ書房)
- 1994 「正倉の構造と機能」(同『古代地方官衙遺跡の研究』, 塙書房)
- 1995 「古代地方官衙論」(『展望考古学』, 考古学研究会)
- 吉岡康暢 1983 「北陸初期庄園遺跡の考古学的検討」(『東大寺領横江庄遺跡』, 松任市教育委員会・石川考古学研究会)
- 1996 「北陸の初期庄園遺跡と横江庄遺跡」(『東大寺領横江庄遺跡Ⅱ』, 松任市教育委員会)
- 吉田 孝 1987 「トコロ覚書」(『日本上代の政治と文化』, 吉川弘文館)
- 米倉二郎 1957 「庄園図の歴史地理的考察」(『広島大学文学部紀要』12, 広島大学文学部)
-

図版出典一覧

- 図1 東京大学史料編纂所編1988『日本荘園絵図聚影』3近畿2（東京大学出版会）所載のカラー，モノクロ，X線，赤外線写真より作図
図2 [柴田稔ほか1992] 第12図を転載（一部改変）
図3 [山口英男1995] 図1・2・3・4より作図
図4 服部作図，基図は大和郡山市1：3,000地形図（13）（15）[昭和38年測量]
図5 東京大学史料編纂所編1988『日本荘園絵図聚影』3近畿2（東京大学出版会）所載のカラー，モノクロ，X線，赤外線写真より作図
図6 [岡本武司ほか1989] 第2図，[広瀬和雄1986] 図30より作図
図7 [岡本武司ほか1989] 第2図，[広瀬和雄1986] 図30より作図
図8 [山崎信二ほか1993] fig. 55・57より作図
図9 仮屋喜一郎1997「和泉海会寺遺跡と南海道」（『大阪府下埋蔵文化財研究会（第36回）資料』，（財）大阪府文化財調査研究センター）図4より作図
図10 [岡田直樹1995] 所載「検出された遺構群の配置」より作図
図11 服部作図
図12 [井西貴子1996] 第3図より作図
図13 [井西貴子1996] 第7図より作図
図14 [河内一浩1996] 所載「野々上遺跡（東方地区）遺構配置図」より作図
図15 [河内一浩1996] 所載「野々上遺跡（東方地区）遺構配置図」を転載（一部改変）
図16 [花田勝広ほか1986] 図-3，[安村俊史1987] 図-5，[安村俊史1990] 図-2，[安村俊史ほか1986] 図-3，[安村俊史ほか1989] 図-2・付図より作図
図17 [花田勝広ほか1986] 図-3より作図
図18 [贅元洋1996] 挿図27，[贅元洋1997] 挿図18より作図
図19 [贅元洋1996] 挿図26・27・28・29を転載（一部改変）
図20 [贅元洋1997] 挿図17・18・19・20を転載（一部改変）
図21 [贅元洋1996] 第1表，[贅元洋1997] 第1表より作図
図22 [石上1997c] 図7より作図，基図は地理調査所1：25,000地形図奈良[昭和27年発行]
史料の引用は新日本古典文学大系本（岩波書店）による。

（大和郡山市教育委員会，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（1999年8月26日 審査終了受理）

The Landscape of the Clan-temple Compound in the Ancient Shoen Map

HATTORI Ikuo

The study examines the arrangement of the temple compound and the neighboring landscape of the Nukata-dera around the latter half of the eighth century. Previous studies tended to focus on the temples established by the central and the local governments while privately-founded temples were neglected. The map of Nukata-dera offers the possibility to investigate poorly-known sociological as well as economic aspects of the ancient clan-temple.

To examine the landscape of the Nukata-dera temple, the study emphasizes on the inside of the temple cloister, temple's territory, cemetery, and grids for rice-fields.

Recent archaeological surveys at the Nukata-dera has revealed a group of pit holes near the ancient compounds. The study compares the pattern with similar findings at Ikeda-dera, Kaie-ji, and Ichimichi sites.